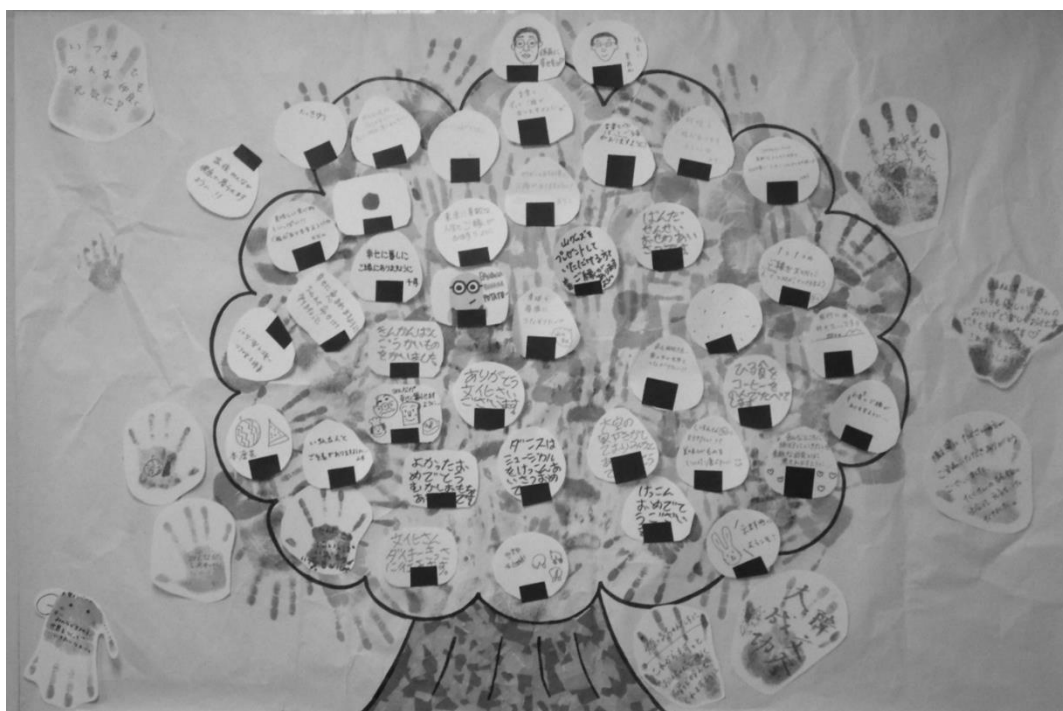


第4次平群町障害者計画 第5期平群町障害福祉計画 第1期平群町障害児福祉計画

2017. 11. 5

「国文祭・障文祭なら 2017in へぐりでの手形アート」



障害のある人もない人もともに、
手形にメッセージを貼り付けて、1本の木を描きました。

平成30年3月

平 群 町

目 次

第 1 部 総論	1
第 1 章 計画の策定にあたって	2
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画の対象	3
4 計画の期間	3
5 計画の策定体制	4
6 障害福祉をめぐる国・県の動向	6
第 2 章 現状と課題	8
1 障害者手帳の交付状況	8
2 特別支援学級在籍児の状況	11
3 障害福祉サービスの利用状況	11
4 アンケート結果からみた現状と課題	19
第 3 章 基本理念と基本方針	27
1 基本理念	27
2 基本方針	28
第 2 部 第 4 次平群町障害者計画	29
第 1 章 計画の体系図	30
第 2 章 施策・事業の展開	31
基本方針Ⅰ 一人ひとりが主体となって、みんなで支え合う地域をつくる	31
1 人権の尊重・権利擁護	31
2 相談・情報提供	32
3 地域の支え合い	33
4 安全・安心対策	34
基本方針Ⅱ いつも安心できる生活環境と支援体制をつくる	36
1 バリアのない生活環境	36
2 保健・医療	37
3 障害福祉サービス	38
4 社会参加のための支援	39
5 居住環境の支援	40
基本方針Ⅲ いつまでも地域で暮らせる途切れない支援の仕組みをつくる	41
1 新生児～就学前	41
2 学齢期	43
3 青壮年期	44
4 高齢期	45

第3部 第5期平群町障害福祉計画	46
第1章 成果目標.....	47
1 第4期障害福祉計画の成果目標の達成状況	47
2 第5期障害福祉計画の成果目標	48
第2章 障害福祉サービスの利用見込みと整備の方向	50
1 自立支援給付の利用見込みと整備の方向	50
2 地域生活支援事業の利用見込みと整備の方向.....	55
3 見込み量のまとめ.....	63
第4部 第1期平群町障害児福祉計画.....	66
第1章 成果目標.....	67
第2章 利用見込みと整備の方向.....	68
第5部 計画推進のために	72
1 計画の推進体制.....	73
2 進捗管理	73
資料編.....	75

○本計画では、国の「障がい者制度改革推進会議」において、「障害」の表記について検討がなされた結果を踏まえ、障害は様々な障壁との相互作用によって生ずるものであるという障害者権利条約の考え方を念頭に、「障害」を漢字の表記で統一しております。

○元号は、平成29年度現在の標記です。

第 1 部

総

論

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

①第 4 次障害者計画

本町では、平成 24 年 3 月に「地域の力で支え合う 安心と笑顔のまち へぐり」を基本理念とし、第 3 次平群町障害者計画（平成 24～29 年度）を策定致しました。

この計画のもと、この間の障害者を取り巻く国や県の動向を踏まえつつ、障害福祉施策を推進してきました。

今般、第 3 次平群町障害者計画が平成 29 年度をもって計画期間を終了することから、国の制度改正の方向性や障害のある人やその家族のニーズを踏まえ、第 3 次平群町障害者計画の基本理念を継承しつつ、第 3 次平群町障害者計画の進捗状況等により計画の見直しを行い、障害福祉施策の推進強化を図るため、第 4 次平群町障害者計画（以下、「障害者計画」という）を策定します。

②第 5 期障害福祉計画

本町では、平成 27 年 3 月に、障害福祉サービスの提供体制の確保その他、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という）に基づく業務の円滑な実施に関する計画として、第 4 期平群町障害福祉計画（平成 27～29 年度）を策定し、障害福祉施策を進めてきました。

今般、第 4 期平群町障害福祉計画が平成 29 年度をもって計画期間を終了することから、国の制度改正の方向性や障害のある人やその家族のニーズや課題および第 4 期平群町障害福祉計画の進捗状況を踏まえた計画の見直しを行い、第 5 期平群町障害福祉計画（以下、「障害福祉計画」という）を策定します。

③第 1 期障害児福祉計画

平成 30 年 4 月に施行される改正児童福祉法に基づき、障害児通所・入所支援等のサービスの提供体制を計画的に確保するために第 1 期平群町障害児福祉計画（以下、「障害児福祉計画」という）を策定します。

2 計画の位置づけ

障害者計画は、障害者基本法（第 11 条）に基づく市町村障害者計画であり、本町が講ずる障害児、障害者のための施策の基本的な計画として位置づけられるもので、庁内の関係部署が共通認識をもって、取り組むための横断的視点を示すものです。

障害福祉計画は、障害者総合支援法（第 88 条）に基づく市町村障害福祉計画であり、障害児福祉計画は、児童福祉法（第 33 条の 20）に基づく、市町村障害児福祉計画です。いずれも、障害福祉サービスの必要量とその確保のための方策を定めた計画です。

これらの計画を一体的に策定し、障害児、障害者の障害福祉施策を一貫して取り組むという観点より、障害のある人もない人もともに、いきいきと自立した地域生活、社会生活を営むことができる地域づくりをめざします。

また、平群町第 5 次総合計画をはじめ、国や県の計画を上位計画とし、平群町地域福祉計画、平群町介護保険事業計画・高齢者福祉計画、子ども子育て支援計画等関連計画との調和を図ることにより、障害児、障害者の地域生活を総合的な視点で捉えた計画とします。

3 計画の対象

障害者計画および障害福祉計画の対象は、障害者基本法第 2 条の規定に基づく「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者および難病患者であって、障害および社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。

また、ライフステージに応じた切れ目のない支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した地域支援体制の構築を図る観点から、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律第 4 条に規定の障害児（児童福祉法第四条第二項に規定する障害児をいう）も対象とします。

障害児福祉計画の対象は、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児とします。

4 計画の期間

障害者計画は、平成 30 年度から平成 35 年度までの 6 か年を 1 期として策定します。

障害福祉計画および障害児福祉計画は、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 か年を 1 期として策定します。

尚、障害者計画は、障害福祉計画および障害児福祉計画の終了年度にあわせ、平成 32 年度に中間評価を行い、整合性を図ります。

	H18～20	H21～23	H24～26	H27～29	H30～32	H33～35
障害者計画	第 2 次計画		計第 3 次計画画		第 4 次計画	
障害福祉計画	第 1 期計画	第 2 期計画	第 3 期計画	第 4 期計画	第 5 期計画	
障害児福祉計画					第 1 期計画	

5 計画の策定体制

①平群町障害福祉施策推進協議会での審議

幅広い関係者の参加による計画策定体制とするため、学識経験者、サービス事業者、福祉関係者、住民代表からなる平群町障害福祉施策推進協議会により計画内容の審議を行いました。

②アンケート調査の実施

障害児の保護者と障害のある人に対し、アンケート調査を実施し、生活ニーズや障害福祉施策に関する意見を聴取しました。

1 調査目的

障害者計画および障害福祉計画、障害児福祉計画を策定するにあたり、平群町における障害者・障害児の心身の状況、その置かれている環境およびニーズ等を把握するため、アンケートを実施しました。

2 調査対象者

対象者	抽出方法	実施数
18 歳以上の障害者	・地域で生活をしている 18 歳以上の障害者手帳所持者	999
18 歳未満の障害児の保護者	・18 歳未満の障害者手帳所持児の保護者 ・18 歳未満の障害者手帳不所持で、児童通所サービス利用児の保護者	44
18 歳未満の発達障害児の保護者	・特別支援学級在籍児の保護者 ・療育教室通所児の保護者 ・特別児童扶養手当 ^{*1} 受給者	57

※1 特別児童扶養手当：身体や精神に中度以上の障害のある児童を監護している父母、あるいは、父母にかわってその児童を養育している方を対象に支給される手当。

3 調査実施概要

- ・調査対象地 平群町内全域
- ・調査方法
 - ①郵送による配布・回収
 - ②平群町内小中学校を通しての配布・郵送による回収（特別支援学級通級児）
 - ③平群町内障害福祉サービス事業所を通しての配布・郵送による回収（事業所利用者）
 - ④社会福祉協議会を通しての配布・郵送による回収（療育教室通所児）
- ・調査基準日 平成 29 年 7 月 1 日
- ・調査実施期間 平成 29 年 7 月 28 日～8 月 17 日
- ・調査の啓発 8 月号広報に、調査票提出の勧奨記事を掲載

4 回収結果

対象者	配布数（人）	回収数（票）	回収率（％）
18 歳以上の障害者	999	561	56.2
18 歳未満の障害児の保護者	44	26	59.1
18 歳未満の発達障害児の保護者	57	28	49.1
計	1,100	615	55.9

③障害福祉の支援団体・事業所等の関係機関へのヒアリング

本町の障害福祉の支援団体へのアンケート調査および本町の住民が利用しているサービス事業所等の関係機関へのヒアリング調査を通して、障害児の保護者と障害のある人の実態把握に努めました。

事業所等の種別	事業所等名	障害の種別	実施日	所在地
居宅介護	平群町社会福祉協議会	全般	6 月 29 日	平群町
生活介護	大空の家	全般	6 月 29 日	平群町
共同生活援助				
就労移行支援	ぶろぼの	全般	8 月 4 日	生駒市
就労継続 A 型	ハーヴ東生駒	全般	8 月 9 日	生駒市
就労継続 B 型	らそら	精神	8 月 7 日	斑鳩町
ハローワーク	ハローワーク大和郡山	全般	8 月 8 日	大和郡山市
入所施設	万葉荘園	知的	8 月 22 日	三郷町
	どんぐり	身体	8 月 23 日	香芝市
医療機関	ハートランドしぎさん	全般	8 月 14 日	三郷町
児童発達支援・放課後等デイサービス	西和 7 町内 10 事業所	障害児	西和 7 町合同にてアンケート調査実施	
支援団体	手話の会あゆみ	身体（聴覚）	7 月 21 日	平群町
	OHP へぐり	身体（聴覚）	7 月 21 日	平群町
	録音グループ鈴の音	身体（視覚）	7 月 21 日	平群町
	点訳サークルどんぐり	身体（視覚）	7 月 21 日	平群町
	手引きの会 虹	身体（視覚）	7 月 21 日	平群町
	さわる絵本の会	身体（視覚）	7 月 21 日	平群町

④庁内関係課による達成度評価および次期計画の取組内容の確認

第3次障害者計画における庁内関係課の取組みに関する達成度評価と併せ、第4次障害者計画の取組み内容を確認しました。

6 障害福祉をめぐる国・県の動向

○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

虐待によって障害のある人の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐことを目的として平成24年10月に施行され、国や自治体、障害者福祉施設で働く者、障害のある人を雇用する者は、虐待の防止等に努めなければならないことや、障害のある人への虐待を発見した者には通報を義務づけるなどの具体的な対策を定めています。

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行

国連の障害者権利条約の批准に必要な国内法として、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」という）が平成25年6月に制定され、障害のある人の要望等に応じて、国や自治体など行政機関は、日常生活や社会参加の障壁を取り除く配慮を行うことが義務づけられ、平成28年4月に施行されました。

○奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例の施行

奈良県では、障害のある人もない人もともに安心して幸せに暮らすことのできる社会の実現をめざし、障害を理由とする差別の解消、障害のある人の権利擁護および県民の理解の促進に関する基本的な事項を定めた奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例が平成28年4月に施行されました。

○成年後見制度の促進に関する法律の施行

認知症や知的障害など判断能力が十分でない人に代わり、財産管理や契約行為を行う成年後見制度の利用を促す「成年後見制度の促進に関する法律」が平成28年5月に施行されました。担い手確保のため市民の後見人を育成するほか、選任する家庭裁判所の監督体制を強化するなど、政府には、必要な法整備や財政上の手当てを速やかに講じるよう義務づけ、自治体には地域の特性に応じた施策づくりと実施を求めています。

○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の施行

障害者就労施設、在宅就業障害者および在宅就業者支援団体の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資することを目的として、平成25年4月に国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下、「障害者優先調達法」という）が施行されました。

○発達障害者支援法の一部改正

発達障害者支援法が平成 17 年に施行され、発達障害者に対する支援は、着実に進展しています。一方で、乳幼児期から高齢期まで切れ目のない支援、家族なども含めたきめ細かい支援および地域の身近な場所で受けられる支援が必要となっており、時代の変化に応じたよりきめ細かな支援が求められています。

さらに、障害者基本法の一部を改正する法律や障害者差別解消法の成立といった法整備が行われるなど、共生社会の実現に向けた新たな取り組みが行われているという状況に鑑み、発達障害者の支援の一層の充実を図るため、平成 28 年 8 月に発達障害者支援法の一部を改正する法律が施行されました。

○障害者総合支援法の一部改正

重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスが新設されます。

○「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現に向けた取組の推進

厚生労働省では、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを推進しています。

第2章 現状と課題

1 障害者手帳の交付状況

(1) 障害者手帳交付者の推移

障害者手帳の交付者数は、本町、奈良県、全国において年々増加しています。

内閣府発行の平成28年版障害者白書によると、複数の障害を併せ持つ人もいるため、単純な合計にはならないものの約6.7%が何らかの障害を有しているとされており、本町の総人口に対する障害者手帳の交付率（平成29年9月末現在：5.9%）と同様の状態といえます。また、平成29年5月末現在の西和7町における総人口に占める障害者手帳交付率は、約5～7%であることから、本町の障害者手帳交付率は、近隣同様の状況です。

(1) 障害者手帳交付者の推移（各年9月末現在）

（単位：人）

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
身体障害者手帳	808	827	838	863	854	870	855
療育手帳	137	145	147	151	153	152	148
精神障害者保健福祉手帳	65	75	86	91	107	115	129
計（A）	1,010	1,047	1,071	1,105	1,114	1,137	1,132
人口（B）	20,074	19,939	19,617	19,474	19,446	19,301	19,082
手帳交付率（%） A/B×100	5.0	5.3	5.5	5.7	5.7	5.9	5.9

- ・手帳の交付者数であり、障害のある方の実数ではありません。
- ・重複障害のある方は、各々の手帳交付者数に含みます。

(2) 障害者手帳交付状況（年齢別）（平成29年9月末現在）

（単位：人）

年齢	0～ 9	10～ 19	20～ 29	30～ 39	40～ 49	50～ 59	60～ 69	70 以上	計
身体障害者手帳	3	13	10	18	35	47	155	574	855
療育手帳	7	38	30	25	28	13	5	2	148
精神障害者保健福祉手帳	0	1	10	27	36	25	14	16	129

① 身体障害者手帳

本町の高齢化率（65歳以上人口/総人口）は、平成29年9月末時点で36.6%であり、同時点での身体障害者手帳総交付数の内、65歳以上の占める割合は、79.1%であり、約2倍以上も高齢化が進んでいる状況にあるといえます。また、高齢になるほど身体障害者手帳の交付割合が高いことから、人口の高齢化により身体障害者手帳の交付数は今後も、さらに増加していくことが予想されます。

さらに、従来からの障害に伴う生活や社会活動などの制約や制限が、加齢とともに拡大し、障害の重度化となって重複していくことから、障害福祉サービスの利用量も増加していくことが予想されます。

②療育手帳

知的障害は発達期に現れるものであり、発達期以降に新たに知的障害が生じるものではないことから、身体障害のように人口の高齢化の影響を大きく受けることはなく、身体障害者と比べて20歳未満の割合が高い一方で、65歳以上の割合が低い点に特徴があります。

40歳代、50歳代が総交付数の27.7%を占めており、親の高齢化を見据えると、今後の障害福祉サービスの見込みを考えていく必要性があります。

③精神障害者保健福祉手帳

40歳代、50歳代が総交付数の47.3%を占めており、就労や日中の活動の場に関する支援やサービス利用の増加が見込まれます。また、60歳以上が総交付者数の23.3%を占めており、今後は、高齢化に伴う高齢者の精神障害者保健福祉手帳所持者の増加が見込まれます。

(3) 障害者手帳交付状況（障害部位別、等級別）

①身体障害者手帳全交付者数（平成29年9月末現在）

	視覚	聴覚平衡	音声	肢体不自由	内部	計
交付人数 (人)	49	67	9	454	276	855
交付割合 (%)	5.7	7.8	1.1	53.1	32.3	100.0

■平成 28 年度新規交付者の障害部位別年齢別状況

内部障害が21人で最も多く、新規交付者の43.8%を占めます。次いで、肢体不自由が多く、17名で35.4%を占めています。内部障害のうち、心臓が12人で、57.1%と最も多く、年齢内訳をみると、70歳以上が10人で83.3%と最も多くなっています。

(単位：人)

		30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～64 歳	65～69 歳	70 歳以上	計
視覚						2	3	5
聴覚			1				3	4
言語・咀嚼							1	1
肢体不自由		1	2	3	1	3	7	17
内 部	心臓				2		10	12
	呼吸器						2	2
	腎臓		1		2			3
	膀胱						1	1
	直腸			1			2	3
	小計		1	1	4		15	21
合計		1	4	4	5	5	29	48

②療育手帳（平成29年9月末現在）

(単位：人)

	18歳未満	18歳以上	計
A（重度）	9	61	70
B（中軽度）	27	51	78
計	36	112	148

③精神障害者保健福祉手帳（平成29年9月末現在）

	1級	2級	3級	計
交付人数（人）	15	79	35	129
交付割合（％）	11.6	61.3	27.1	100.0

2 特別支援学級在籍児の状況

町内小中学校特別支援学級在籍児数 （各年度の5月末現在 単位：人）

	H27	H28	H29
小学校	47	39	36
中学校	18	18	20

3 障害福祉サービスの利用状況

（平成29年度は、見込み値）

（1）訪問系サービス（自立支援給付）

①訪問系サービス

サービス名		単位		H27	H28	H29	検証
訪問系サービス			計画	34	38	45	実利用者は、平成27年度から28年度にかけて増加しましたが、29年度は減少に転じました。 一方で、利用時間数は、年々増加しています。
居宅介護	重度訪問介護	実利用者数 (人/月)	実績	24	25	23	
	同行援護			3	3	2	
	行動援護			6	5	4	
	重度障害者等包括支援			6	8	7	
	計			0	0	0	
	計			39	41	36	
訪問系サービス			計画	1,086	1,315	1,603	
居宅介護	重度訪問介護	利用時間数 (時間/月)	実績	389	438	555	
	同行援護			357	318	200	
	行動援護			48	49	75	
	重度障害者等包括支援			51	84	97	
	計			0	0	0	
	計			845	889	927	

②日中活動系サービス

サービス名		単位		H27	H28	H29	検証
生活介護	実利用者数 (人)		計画	54	56	58	実利用者数、利用日数ともに増加しています。
			実績	52	54	56	
	利用日数 (日/月)		計画	1,044	1,083	1,122	
			実績	947	996	1,072	

サービス名	単位		H27	H28	H29	検証
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	実利用者数 (人)	計画	2	4	7	見込んでいたほどには 実利用者がなく、計画 を下回ったことから利 用時間数も下回りました。
		実績	0	1	2	
	利用 時間数 (時間 /月)	計画	32	64	113	
		実績	0	9	28	

サービス名	単位		H27	H28	H29	検証
就労移行支援	実利用者数 (人)	計画	2	3	4	実利用者数、利用日数 ともに、ほぼ横ばいで す。
		実績	5	5	7	
	利用 日数 (日/ 月)	計画	38	57	76	
		実績	47	67	62	

サービス名	単位		H27	H28	H29	検証
就労継続支援（A 型）	実利用者数 (人)	計画	7	8	10	実利用者数、利用日数 ともに、計画を上回っ ています。
		実績	11	14	11	
	利用 日数 (日/ 月)	計画	150	171	214	
		実績	174	208	224	

サービス名	単位		H27	H28	H29	検証
就労継続支援（B 型）	実利用者数 (人)	計画	10	11	12	実利用者数、利用日数 ともに、年々増加して おり、計画を上回って います。
		実績	13	14	17	
	利用 日数 (日/ 月)	計画	137	150	164	
		実績	116	145	178	

サービス名	単位		H27	H28	H29	検証
療養介護	実利用者数 (人)	計画	2	2	2	計画を上回ったものの 横ばいです。
		実績	3	3	3	

サービス名	単位		H27	H28	H29	検証
短期入所（福祉型）	実利用者数（人）	計画	2	2	2	実利用者数は、年度によって、変動があるものの、利用日数は、平成28年度から29年度にかけては、横ばいです。
		実績	2	6	4	
	利用日数（日/月）	計画	6	6	6	
		実績	2	6	6	
短期入所（医療型）	実利用者数（人）	計画	1	1	1	実績はありませんでした。
		実績	0	0	0	
	利用日数（日/月）	計画	3	3	3	
		実績	0	0	0	

③居住系サービス

サービス名	単位		H27	H28	H29	検証
共同生活援助	実利用者数（人）	計画	28	35	44	将来的な利用希望はあるものの、現実的な利用希望がなく、ほぼ横ばいです。
		実績	18	17	17	

サービス名	単位		H27	H28	H29	検証
施設入所支援	実利用者数（人）	計画	17	16	15	年々減少を見込んでいましたが、地域移行の該当者がなく、横ばいです。
		実績	14	15	15	

④サービス利用計画

サービス名	単位		H27	H28	H29	検証
計画相談支援	実利用者数（人）	計画	40	41	42	実利用者数は計画を上回りました。
		実績	72	78	86	
地域移行支援	実利用者数（人）	計画	1	1	2	地域移行は、1人ありましたが、計画は、当事者と関係機関合同で作成しました。
		実績	0	0	0	
地域定着支援	実利用者数（人）	計画	1	1	2	実績はありませんでした。
		実績	0	0	0	

(2) 地域生活支援事業

①相談支援事業

サービス名	単位		H27	H28	H29	検証
相談支援事業所	西和管内設置数	計画	2	2	2	1つの事業所で、3障害を対応していたが、障害種別ごとに事業所が分かれたことによる増加です。
		実績	2	2	3	

②理解促進研修・啓発事業

サービス名	単位		H27	H28	H29	検証
精神障害者理解のための講演会	回数(回)	計画	1	1	1	西和7町障害者等支援協議会にて、実施しました。
		実績	1	1	1	
出前講座等の実施	回数(回)	計画	1	1	1	小地域ネットワークや身体障害者福祉会にて実施しました。
		実績	1	1	0	
広報・ホームページ等による啓発	件数(件)	計画	1	2	2	たすけてカード・ヘルプマークの配布、障害者週間について、掲載しました。
		実績	1	3	2	

③自発的活動支援事業

サービス名	単位		H27	H28	H29	検証
精神障害者当事者会の立ち上げ支援	回数(回)	計画	1	1	1	西和7町障害者等支援協議会にて、実施しました。
		実績	1	1	1	
その他自発的活動	回数(回)	計画	1	1	1	実績はありませんでした。
		実績	0	0	0	

④成年後見制度支援事業

サービス名	単位		H27	H28	H29	検証
成年後見制度利用支援事業	利用者数(人)	計画	1	1	1	実績はありませんでした。
		実績	0	0	0	
成年後見制度法人後見支援事業	法人数	計画	1	1	1	実績はありませんでした。
		実績	0	0	0	

⑤意思疎通支援事業

サービス名	単位		H27	H28	H29	検証
手話奉仕員派遣事業	利用件数 (件/年)	計画	101	117	135	平成 27 年 3 月より、役場内に、手話通訳者を半日ではありますが毎日設置し、平成 28 年 7 月より、1 日単位で設置しました。
		実績	83	73	85	
手話通訳者設置事業	設置人数 (人)	計画	1	1	1	
		実績	0	1	1	
要約筆記奉仕員派遣事業	利用件数 (件/年)	計画	15	15	15	
		実績	11	14	25	

⑥日常生活用具給付事業

サービス名	単位		H27	H28	H29	検証
介護・訓練支援用具	利用件数 (件)	計画	1	1	1	対象品目が多種多様で、耐用年数も個人によって異なるため、利用実績は年度によりばらつきが生じます。 その中でも排泄管理支援用具（ストマ装具、紙おむつ）は、年々増加しており、計画を上回っています。
		実績	0	0	0	
自立生活支援用具	利用件数 (件)	計画	3	3	3	
		実績	4	2	1	
在宅療養等支援用具	利用件数 (件)	計画	1	1	1	
		実績	4	4	1	
情報・意思疎通支援用具	利用件数 (件)	計画	4	3	3	
		実績	6	5	3	
排泄管理支援用具	利用件数 (件)	計画	237	234	237	
		実績	327	355	384	
居宅生活動作補助用具	利用件数 (件)	計画	1	1	1	
		実績	3	0	0	

排泄管理支援用具は、2ヶ月分の支給を1件として計上

⑦移動支援事業

サービス名	単位		H27	H28	H29	検証
移動支援事業	実利用 人数 (人/ 年)	実績	36	35	31	実利用者数は、平成 28 年度より減少傾向ですが、利用時間数は、ほぼ横ばいです。
		計画	237	267	294	
	延利用 人数 (人/ 年)	実績	288	288	260	
		計画	2,837	3,280	3,641	
	利用 時間数 (時間/ 年)	実績	2,997	3,005	3,008	
		計画				

⑧地域活動支援センター

サービス名			H27	H28	H29	検証
地域活動支援 センター	本町設置数	計画	0	0	0	西和管内利用箇所数で計画値と実績が同じでした。 実施利用数はやや下回りましたが、ほぼ横ばいです。
		実績	0	0	0	
	西和管内 利用箇所数	計画	1	1	1	
		実績	1	1	1	
	西和管外 利用箇所数	計画	2	2	2	
		実績	2	3	2	
	実施利用数	計画	10	11	12	
		実績	10	7	9	

⑨日常生活支援事業

サービス名	単位		H27	H28	H29	検証
日中一時支援事業	実利用 者数 (人)	実績	22	20	23	平成 27 年度の利用者が 1 人転出したことに伴い、平成 28 年度の利用時間数が激減しました。その後は、実利用者の増加に伴い、利用時間数も増加しています。
		計画	113	113	114	
	延利用 者数 (人)	実績	150	128	116	
		計画	946	946	949	
	利用時 間数 (年)	実績	1,364	880	881	
		計画				
生活訓練事業	開催 回数 (回)	計画	6	6	6	計画どおりに実施しています。
		実績	6	6	6	
障害児支援体制整備事業 (療育教室)	開催 回数 (回)	計画	55	55	55	
		実績	54	55	55	

⑩手話奉仕員養成研修事業

サービス名	単位		H27	H28	H29	検証
手話奉仕員養成研修事業	講座開催回数 (回)	計画	25 (基礎)	18 (入門)	25 (基礎)	受講者数が少なく、登録者が伸び悩んでいます。
		実績	25	21	25	
	奉仕員登録数 (人)	計画	15	16	16	
		実績	16	16	17	

⑪社会参加支援事業

サービス名	単位		H27	H28	H29	検証
声の広報発行事業	発行回数(回)	計画	12	12	12	養成事業は、いずれも受講者数が少なく、登録者数が伸び悩んでいます。
		実績	12	12	12	
要約筆記奉仕員養成事業	講座開催(回)	計画	0	6	0	
		実績	0	6	0	
	派遣登録人数 (人)	計画	8	9	9	
		実績	7	5	5	
点訳奉仕員養成事業	講座開催(回)	計画	18	0	18	
		実績	0	6	6	
	活動団体会員数(人)	計画	12	12	13	
		実績	11	10	10	
朗読奉仕員養成事業	開催回数(回)	計画	8	0	8	
		実績	8	0	0	
	活動団体会員数(人)	計画	15	15	15	
		実績	14	15	14	
自動車運転免許取得 ・改造助成事業	件数 (件)	計画	1	1	1	3年間で1名の実績がありました。
		実績	0	0	1	
知的障害者支援 (生活協力員紹介事業)	実施回数(回)	計画	47	50	51	利用者数が少なく、実施回数は、計画を下回りました。
		実績	3	87	19	
	登録者数(人)	計画	44	45	46	
		実績	43	42	43	

(3) 障害児サービス

①通所系サービス

サービス名	単位		H27	H28	H29	検証
児童発達支援	実利用者数 (人/月)	計画	4	5	7	実利用者数が計画を下回っています。
		実績	4	2	2	
	利用日数 (日/月)	計画	22	28	30	
		実績	4	13	13	
医療型児童発達支援	実利用者数 (人/月)	計画	0	0	1	平成 29 年度に 1 名を見込んでいたのが、平成 27 年度から 1 名の利用があります。
		実績	1	1	1	
	利用日数 (日/月)	計画	0	6	6	
		実績	8	5	4	
放課後等デイサービス	実利用者数 (人/月)	計画	35	47	62	計画より少ないものの、年々増加しています。
		実績	29	36	35	
	利用日数 (日/月)	計画	242	324	428	
		実績	199	267	267	

②保育所等訪問支援

サービス名	単位		H27	H28	H29	検証
保育所等訪問支援	利用回数 (回)	計画	0	1	1	実績がありませんでした。
		実績	0	0	0	

③障害児相談支援

サービス名	単位		H27	H28	H29	検証
障害児相談支援	実利用者数 (人)	計画	49	53	70	サービス利用時の計画相談支援は、セルフの作成が多いため、計画を下回っています。
		実績	10	8	10	

4 アンケート結果からみた現状と課題

障害者計画および障害福祉計画策定に係るアンケート調査結果をもとに、平群町介護保険事業計画・高齢者福祉計画に係るアンケート調査結果および平群町地域福祉計画策定に係るアンケート調査結果を参照しつつ、障害児、障害者およびその家族の現状と課題をまとめました。

人権の尊重・権利擁護

○障害者（児）に対する差別や虐待の現状と課題

当事者対象のアンケート調査では、障害があることで差別や嫌な思いをしたことがあると回答した障害者は、約 2 割であるのに対し、障害児の保護者の回答では、約 7 割になり、障害児に対する理解の促進を強化する必要性が伺えます。

また、当事者対象のアンケート調査では、虐待をしたことがないと回答した障害児の保護者は、約 5 割で、障害者自身が虐待をされたことはないと回答した人は、約 6 割でした。

差別や虐待が発生する背景には、障害の特性に対する知識や理解の不足、障害者（児）への人権に対する意識の希薄、介護者の負担などがあると言われています。

障害者（児）の尊厳を守り、差別や虐待を防止するための取り組みとして、今後も、地域や学校において、人権教育や学習機会の提供を行っていく必要があります。

さらに、介護者負担軽減を図るための支援としては、専門機関の支援に繋がるように、相談窓口の周知を強化するとともに、地域での相互支援が図れるような仕組みづくりが必要だと考えます。

○成年後見制度の認知度の現状と課題

当事者対象のアンケート調査では、成年後見制度の内容を知っている人は、約 3 割です。

制度の周知は、窓口でのパンフレットの設置の他、平成 25 年に社会福祉協議会にて、平成 28 年に地域包括支援センターにて講演会を開催しました。

障害者の高齢化、重度化に伴い、親亡き後支援が今後益々増加していく中で、成年後見制度の必要性も増加していくことが予測されることから、成年後見制度が円滑に利用できるように、認知度を高めるために、周知の強化が必要だと考えます。

相談・情報提供

○相談先の現状と課題

当事者対象のアンケート調査での相談先については、家族や親戚が約 7 割と最も多く、家族間で、悩みや課題が共有されていて、当事者若しくは、主な介護者が家族内で孤立している人が少ないことが伺えます。

一方で、家族や親戚以外の相談先で最も多いのは、医師や看護師で、障害児の保護者で約 5

割、障害者（若しくは介護者）では、約 3 割であり、専門的な相談対応を求めている人が多いことが伺えます。

介護者である家族の負担軽減のためには、多様な相談先が確保されていることが望ましく、引き続き、相談先の周知を図ることが必要だと考えます。

○情報の入手先の現状と課題

当事者対象のアンケート調査での情報の入手先については、障害者（若しくは介護者）では、行政機関の広報が約 4 割と最も多く、次いで本や新聞、テレビ、ラジオなどのニュースなどが約 3 割です。一方、障害児の保護者になると、障害者（若しくは介護者）で最も多い行政機関の広報は、約 2 割にとどまっており、最も多いのは、本や新聞、テレビ、ラジオなどのニュースなどで約 7 割を占め、次いでインターネットが約 5 割です。

行政の相談窓口は、障害者（若しくは介護者）、障害児の保護者ともに、約 1 割でした。相談の総合窓口としての機能をもつ地域生活支援拠点の面的整備が西和 7 町障害者等支援協議会において、協議中です。

対象に応じて、情報の入手方法が異なることが再認識できたため、年齢だけでなく、障害特性に応じた多岐にわたる媒体での情報発信を進める必要があります。

また、周知の推進とあわせ、地域の障害児や障害者の様々なニーズに対応した相談対応ができるよう、地域生活支援拠点の面的整備を進める必要があると考えます。

地域の支え合い

○地域生活をするうえで、希望する支援の現状と課題

当事者対象のアンケート調査では、経済的な負担の軽減は、障害児の保護者では、約 7 割と最も多いのに対し、障害者（若しくは介護者）では、約 4 割です。

地域住民等の理解については、障害児では約 5 割、発達の支援を受けている児の保護者では、約 6 割と高いのに対し、障害者（当事者）では約 1 割と低く、差別の現状にあるように、障害児の保護者が差別を受けたと感じている人が多いことと相関していることが伺えます。

相談対応等の充実については、障害児の保護者では、約 5 割、発達の支援を受けている児の保護者では、約 4 割、障害者（若しくは当事者）では、約 3 割です。

障害者（若しくは当事者）で最も多いのは、必要な在宅サービスが適切に利用できることで約 4 割です。

子育て世代、成人期以降に共通して、経済的支援のニーズはありますが、子育て世代の方がより高く、それに加えて、地域住民の理解がある中で、関係機関と相談できる環境の充実の必要性が伺えます。成人期以降は、当事者の自立の観点からも、地域生活の継続には、在宅サービスを充実させることの必要性が伺えます。

○近隣との関係性の現状と課題

挨拶をかわす程度に関係があるのは、当事者対象のアンケート調査では、約 4～5 割です。一方、平群町地域福祉計画策定に係るアンケート調査結果では、約 3 割です。

用事を頼める程度のつきあいをしているのは、当事者対象のアンケート調査では約 1 割で、平群町地域福祉計画策定に係るアンケート調査結果では、約 2 割でした。

近隣との関係性では、障害児や障害者のいる世帯は、いない世帯に比べ、用事を頼めるほどの関係がある割合が低いことから、関係性が深まっていくように、障害のある人も

安心・安全対策

○災害時に希望する支援の現状と課題

当事者対象のアンケート調査では、家族等との安否確認などの連絡体制が障害児の保護者では、約 8 割、障害者（若しくは、当事者）では、約 5 割と最も多くなっています。

その他、避難場所への誘導、避難受入体制の整備、的確な災害情報の提供についてのニーズも高くなっています。

情報の入手や伝達の困難さ、とっさの危険回避行動の困難さ、避難場所への移動の困難さ、避難所の環境への適応の困難さ等、年齢や性別、障害特性に応じた支援や体制整備の充実を図る必要性があると考えます。

バリアのない生活環境

○外出時の困りごとに関する現状と課題

当事者対象のアンケート調査では、道路や駅に階段や段差が多いや列車やバスの乗降困難な障害児の保護者、障害者（若しくは介護者）に共通して多く、物理的な環境面での困りごとが多くなっています。一方で、困った時にどうすればいいのか心配という回答も、障害児、障害者（若しくは介護者）に共通して多くなっています。

外出支援には環境整備だけでなく、障害のある人の自立支援の観点で、障害のある人自身のスキルアップを図るような支援や、障害のない人が障害のある人の困難を自らの問題として認識し、その社会参加に積極的に協力を支援する仕組みづくりの必要があると考えます。

○障害特性を踏まえた情報保障や意思疎通支援の現状と課題

当事者対象のアンケート調査では、高次脳機能障害があると診断されたことがある人は、4.1%でした。

これまでは、聴覚、言語機能、音声機能、視覚に障害がある人の情報保障や意思疎通支援を中心に行ってきましたが、今後は、それらの支援に加えて、失語、知的、発達、高次脳機能障害、重度の身体などの障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等、多様な意思疎通支援の円滑化を図る体制整備に努めることが求められています。

保健・医療

○身体障害者手帳取得の原傷病の現状と課題

平群町介護保険事業計画および高齢者福祉計画に係る介護予防・日常生活圏域二エズ調査結果より、介護・介助が必要になった主な原因では、「骨折・転倒」が約2割で最も多く、次いで、高齢による衰弱、心疾患、関節の病気が各々約1割です。

当事者対象のアンケート調査での身体障害者手帳取得の原傷病は、障害児では、先天性疾患が約6割と最も多く、次いで脳疾患が約3割です。障害者では、心疾患が最も多く約2割ですが、脳疾患、腎疾患、糖尿病、高血圧も含め、生活習慣病が起因すると思われる傷病を合わせると、約4割を占めています。平成28年度新規交付者の障害部位別年齢別状況によると、内部障害が新規総交付者の約4割を占めており、その内訳は、心臓が約6割で最も多く、年齢内訳をみると、70歳以上が約8割を占めています。

身体障害者手帳の取得および要支援・要介護状態において、生活習慣病や加齢に起因している人が多く、障害の原因となりうる予防可能な生活習慣病の早期発見、重症化予防対策および高齢者の心身の機能維持対策の強化が重要です。

障害福祉サービス

○利用しているサービスの満足度に関する現状と課題

障害児の利用が多いサービスは、放課後等デイサービスが最も多く、約8割の保護者は、満足していると回答しています。次いで、利用の多い移動支援においても、約8割の保護者は、満足していると回答しています。障害者が利用しているサービスでは、共同生活援助、相談支援が約8割の人が満足していると回答しており、次いで、補装具・日常生活用具が約7割となっています。一方、満足していると回答した人が半数を下回っているものには、同行援護や短期入所があります。

満足していると回答している人が少ないサービスについては、利用状況の現状やニーズを適正に把握し、関係事業所との連携を深める等を通して、サービスの質の向上に繋げていけるように努めます。

○介護者（家族）自身が必要とする支援の現状と課題

当事者対象のアンケート調査では、障害児の保護者が必要とする支援は、休息できる機会が約 5 割で最も多いのに対し、障害者の介護者（家族）では、約 2 割にとどまっています。

親（家族）亡き後の支援体制では、障害児の保護者では、約 4 割、障害者の介護者（家族）では、約 2 割にとどまっています。障害者の介護者（家族）で最も多いのは、障害福祉サービスの約 4 割で、地域生活をするうえで、希望する支援の現状にある必要な在宅サービスが適切に利用できることのニーズが高いことと相関しています。

気軽に相談できる場所は、障害児の保護者、障害者の介護者（家族）に共通して、約 3 割の人が必要だと回答しています。

地域のつながりは、障害児の保護者では、約 1 割、障害者の介護者（家族）では、約 2 割です。

障害児の保護者の約 4 割の人が「親亡き後支援」を必要だと感じていることから、将来的なことを予測しての支援整備体制が必要であり、自立した生活が送れるよう、公的サービスとあわせ、地域一体となった支援体制づくりが重要であることが伺えます。

障害児の保護者の約 5 割が「休息できる機会」が必要であると回答していることから、子育て世代の親の介護負担の軽減に繋げるためにも、障害福祉サービスの認知度を高めるとともに、質の向上を図ることが必要であると考えます。

社会参加のための支援

○外出目的の現状と課題

当事者対象のアンケート調査では、障害児の外出目的は、通園・通学以外では、買い物に行くが最も多く、訓練やリハビリに行くとは回答した人は、約 2 割です。

学齢期の障害児の放課後や長期休暇中の過ごし方で最も多いのは、自宅で家族と過ごすであり、次いで、放課後等デイサービスを利用すると回答した人が多くなっています。当事者対象のアンケート調査での障害者の外出目的は、医療機関への受診が最も多く、次いで買い物に行くが多く、趣味やスポーツをすると回答した人は、約 3 割です。

○就労の現状と課題

当事者対象のアンケート調査では、就労している人の勤務形態を障害種別でみると、正規職員で他の職員と勤務条件等に違いがないのは、難病の人が約 4 割で最も多く、次いで、身体障害者が約 3 割です。

非正規職員、派遣職員では、精神障害者が約 6 割で最も多く、次いで、高次脳機能障害のある人が約 5 割です。

障害特性だけでなく、個人の適性やニーズに即した就労や日中の活動の場に繋げることと、就労定着の支援を強化するためにも、多様な関係機関と連携していく必要があると考えます。

居住支援

○生活場所に関するニーズの現状と課題

当事者対象のアンケート調査では、障害児の保護者では、将来も、家族とともに暮らすことを希望する人が約 5 割で、グループホームへの入居と回答した人は、約 3 割です。障害者では、約 4 割は、このままの生活をしたいと回答しています。

グループホームへの入居と回答した人は、1 割にも満たない結果でしたが、親亡き後やグループホームの利用を行う場合、あるいは一人暮らしを行う場合に特に必要と考えることについては、福祉サービスの安定した提供、緊急時や夜間での病院や施設受け入れ態勢の確保、住まいの場所の確保となっています。

高齢になると、地域で、自宅で暮らすことを望む人が多いことから、在宅の障害福祉サービスと地域住民相互の支援を包括的に提供できるようにすることが必要です。

障害児の保護者では、将来的にはグループホームの利用を考えている人も多いことから自立の面でも、親亡き後支援としても、グループホームの確保は重要な課題です。

ライフステージを通じた支援

新生児～就学前

○障害や発達の支援の必要性の早期発見、早期対応に関する現状と課題

当事者対象のアンケート調査では、発達の特徴に気づいた時期は、就園前までに、約 7～8 割の人に気づきがあり、就学前まででみると、約 9 割の人に気づきがありました。発達の特徴に気がついてから専門機関等への相談の期間は、1 か月以内に相談した人は、障害児の保護者では、約 7 割ですが、発達支援を受けている児の保護者では、約 4 割です。

相談するまでに、1 か月以上経過した人の理由は、障害児の保護者では相談先がわからなかったが最も多くなっているのに対し、発達支援を受けている児の保護者では、重要なこととは思わなかったが最も多くなっています。

相談しなかった理由である相談先がわからないや、重要なこととは思わなかったということに共通しているのは、専門的な機関に繋がっていないことが要因と思われることから、早期療育および保護者の心身の負担軽減のためにも、相談先の周知の強化とあわせ、関係機関の連携の強化が必要であると考えます。

ライフステージを通じた支援
学齢期

○お子さんに関して、希望する相談の現状と課題

当事者対象のアンケート調査では、障害の特性をよく理解する専門的な相談窓口が最も多く、次いで、小さなことでも気軽に相談できる相談先、様々な困りごとやサービス利用に対応できる窓口、就労について相談できる窓口となっています。

介護者（家族）同士が相談しあえる機会は、最も多い回答の専門機関に比べて、半数以下の回答になっています。

発達支援を受けている児の保護者が知りたい情報では、福祉サービスの利用や専門的な療育機関や相談機関、進路が多くなっています。

安心して、子育てができる環境づくりの一環として、関係機関との連携や相談機関の周知を強化していくことが必要であると考えます。

○お子さんの将来への不安についての現状と課題

当事者対象のアンケート調査では、経済的なことが最も多く、次いで介護者（家族）がいなくなった時のこと、就職、病気や健康のこと、災害時の避難が多くなっています。

学齢期を過ぎても、それまでの支援が途切れないことと、成人期を見据えての支援ができるように、今後も引き続き、関係機関との連携を進めます。

ライフステージを通じた支援
成人期

○就労支援に希望することの現状と課題

当事者対象のアンケート調査では、障害児の保護者が就労支援に希望することは、通勤手段の確保が最も多く、次いで職場に障害への理解があること、就労後のフォローなど職場と支援機関の連携が多くなっています。

障害者が就労支援に希望することは、短時間勤務や勤務日数等の配慮、職場に障害や障害者への理解があること、通勤手段の確保が多くなっています。

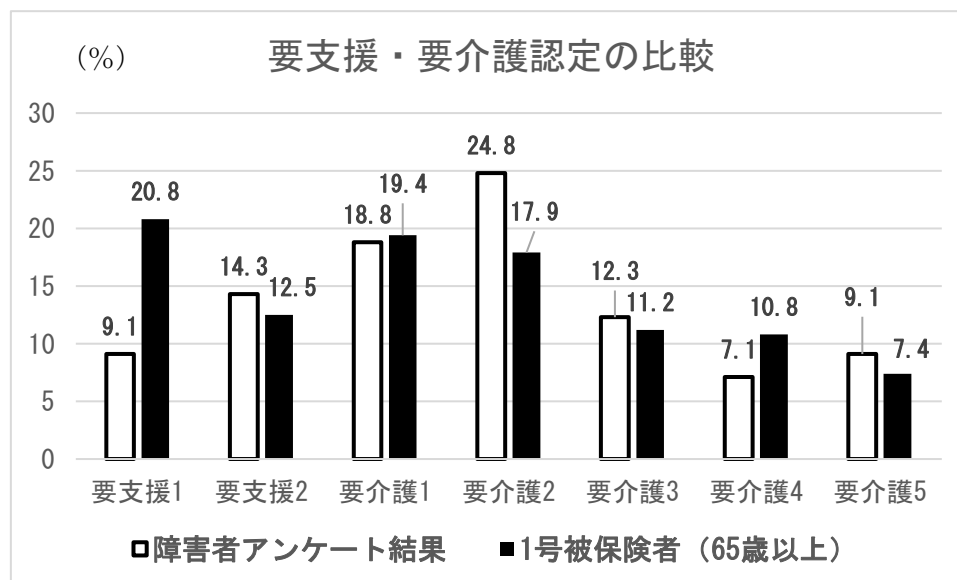
就労支援にあたっては、就労開始から就労が定着するまでの一貫した職場（事業所）との連携を強化し、長く働けるような支援に努めます。

ライフステージを通じた支援

高齢期

○障害者の要支援・要介護認定の現状と課題

当事者のアンケート調査結果から見た障害のある方の要介護認定割合は、1号被保険者全数と比較して高くなっています。



1号被保険者の要支援・要介護認定状況は、平成29年5月31日現在

障害があることに加えて、加齢に伴う心身機能の低下により、支援内容の変化や頻度が増加する傾向にあることから、障害のある人の介護予防対策も必要だと考えます。

○高齢者の現疾患および後遺症の現状と課題

平群町介護保険事業計画および高齢者福祉計画に係る介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果より、現在治療中、または後遺症のある疾患については、高血圧が約3割と最も多く、次いで、目の病気や筋骨格の病気（骨粗鬆症、関節症等）が約1割です。

重度化すれば、障害の残存を招く疾病の重症化予防対策が今後必要であると考えま

第3章 基本理念と基本方針

1 基本理念

人と人とのつながりにおいて、お互いが配慮し存在を認め合い、そして時に支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができます。また、公的支援が「支え手」「受け手」という固定した関係の下で提供されるのに対し、人と人とのつながりや支え合いにおいては、支援の必要な人を含め誰もが役割を持ち、それぞれが、日々の生活における安心感と生きがいを得ることができます。このような人と人とのつながりの再構築が求められています。

地域は、高齢者、障害者、子ども等世代や背景の異なるすべての人々の生活の本拠です。地域を基盤として人と人とのつながりを育むことで、誰もが尊重され、その人らしい生活を実現できる社会を構築していくことにつながります。

今後、人々の生活の基盤としての地域の重要性が一層高まる中、本町としても、地域において、住民がつながり支え合う取り組みを進めていきます。

併せて、本計画策定時のアンケート調査等で知りえた現状やニーズ等を踏まえ、第3次平群町障害者計画の基本理念である「地域の力で支え合う 安心と笑顔のまち へぐり」を引き継ぎ、平群町に住むすべての人が住み慣れた地域で、お互いを尊重し、その人らしくいきいきと自立した生活を送ることができる社会の実現をめざします。

＜基本理念＞

地域の力で支え合う
安心と笑顔のまち へぐり

2 基本方針

基本理念をもとに、第3次平群町障害者計画の基本方針を引き継ぎながらも、本計画策定時のアンケート調査等で知りえた現状やニーズ等を踏まえ、次の3つを基本方針として施策に取り組みます。

I

一人ひとりが主体となって、みんなで支え合う地域をつくる

障害者が地域で生活を送るためには、地域住民が障害者との共生を志向し、そのための施策の充実を含む様々な環境の整備を図りながら、障害者自身が主体性を持って生活を送るための力をつけていくことも重要です。

障害のある人もない人も、生きがいをともにつくり、高め合いながら暮らすための地域づくりを進めます。

II

いつも安心できる生活環境と支援体制をつくる

障害者が地域で暮らす上でのニーズは、住まいの確保、生活支援、就労等の活動支援、社会参加、相談支援、権利擁護など広範で多岐にわたるものです。

複合化するニーズへの対応を強化するために、これらのサービスを相互に又は一体的に利用できる様、包括的な視点で支援できる体制を進めます。

III

いつまでも地域で暮らせる途切れない支援の仕組みをつくる

ライフステージの変化とともに、サービスの提供主体や支援機関が変わることで、それまでの支援が途切れてしまわないように、ライフステージのつなぎ目における仕組みづくりを関係機関で連して推進します。

また、ライフステージごとに变化する状況やニーズに即した支援に対応するためにも、関係機関が各々の役割を果たしながらも重層的に支援する仕組みづくりを進めます。

第 2 部

第 4 次平群町障害者計画

第1章 計画の体系図

理念	基本方針	基本施策	取組内容
地域の力で支え合う 安心と笑顔のまちへ	Ⅰ 一人ひとりが主体とな って、みんなで支え合 う地域をつくる	1 人権の尊重・権利擁護	①人権の尊重 ②権利擁護 ③障害や障害者への理解の促進 ④交流機会の拡充
		2 相談・情報提供	①相談支援 ②情報提供
		3 地域の支え合い	①支援者の養成、育成 ②地域福祉活動 ③家族介護者への支援
		4 安全・安心対策	①防災 ②防犯 ③緊急時の対応
	Ⅱ いつも安心できる生活 環境と支援体制をつく る	1 バリアのない生活環境	①公共施設の整備 ②交通環境 ③情報保障・意思疎通支援 ④女性の障害者への支援
		2 保健・医療	①健康増進 ②医療
		3 障害福祉サービス	①障害福祉サービス等の推進 ②外出支援 ③経済的負担の軽減
		4 社会参加のための支援	①関係機関との連携 ②就労の機会の拡充 ③地域活動や余暇への支援
		5 居住環境の支援	①住宅改修 ②居住環境の充実
	Ⅲ いつまでも地域で暮ら せる途切れない支援の 仕組みをつくる	1 新生児～就学前	①早期発見と早期対応 ②療育 ③保育と就学教育 ④切れ目のない支援
		2 学齢期	①学校教育 ②休日・放課後対策 ③インクルーシブ教育 ④切れ目のない支援
		3 青壮年期	①中途障害者の予防と対策 ②経済的自立の支援 ③切れ目のない支援
		4 高齢期	①中途障害者の予防と対策 ②重度化の予防と対策 ③切れ目のない支援

第2章 施策・事業の展開

基本方針Ⅰ 一人ひとりが主体となって、みんなで支え合う地域をつくる

1 人権の尊重・権利擁護

(1) 取組方針

障害のある人と障害のない人がともに生活することができる社会「共生社会」を目指すためには、障害のない人の障害や障害者理解を欠かすことはできません。

普及啓発には、知識だけではなく、障害児、障害者との交流を通して、理解を深める機会の拡充に努めます。

(2) 施策

①人権の尊重

取組項目	取組内容	担当課
啓発	「差別をなくす強調月間」の啓発を行います。	総務防災課
相談	法律相談を月2回（第1・3火曜日）実施します。	政策推進課
	人権相談を月1回（第1火曜日）実施します。	総務防災課
学習機会の提供	各種団体（民生委員や長寿会等）への人権学習を行います。 人権問題地区別懇談会での人権学習を実施します。また、社会教育団体（子ども会、PTA等）に対し、人権教育指導者学習講座を行います。	教育委員会

②権利擁護

取組項目	取組内容	担当課
成年後見制度の周知と利用支援	普及啓発と相談対応の充実を図ります。	福祉課
日常生活自立支援事業	本人の能力を引き出しながら、生活や権利を守る支援をします。	福祉課 （社協）
障害者虐待防止対策	障害者虐待防止の啓発と相談対応の充実を図ります。 関係機関と連携し、未然防止および早期対応に努めます。	福祉課
障害者差別防止対策	障害者差別防止の啓発と相談対応の充実を図ります。 関係機関と連携し、未然防止および早期対応に努めます。	福祉課

③障害や障害者への理解の促進

取組項目	取組内容	担当課
広報等の活用	広報紙やホームページを通して、様々な障害特性や障害者への理解を促します。	福祉課
行政出前講座	行政出前講座等において、地域住民を対象とした福祉に関する学習の機会を提供します。	福祉課
小中学校での取り組み	学校教育の場を通じて、障害や障害者に対する理解を深める機会をもちます。	教育委員会 福祉課
こども園での取り組み	幼児教育や保育の場を通じて、障害や障害者に対する理解を深める機会をもちます。	教育委員会 (こども園)

④交流機会の拡充

取組項目	取組内容	担当課
スポーツを通しての交流	障害のある人と障害のない人との相互理解を深めるため、ともに楽しめるスポーツ活動等の機会を設けていきます。	教育委員会
障害福祉事業所等の地域開放の促進	西和 7 町障害者等支援協議会に参画している障害福祉事業所が主催する地域開放型イベントの啓発を通して、障害のある人との交流の機会を提供します。	福祉課

2

相談・情報提供

(1) 取組方針

- 障害者が地域で自立して社会参加していく上での多様なニーズに応じて、適切な機関に繋げるような体制整備に努めます。
- 障害の種別や年齢等、障害者個別のニーズに応じた情報提供の機会や伝達方法等を工夫し、合理的配慮のある情報提供に努めます。

(2) 施策

①相談支援

取組項目	取組内容	担当課
地域生活支援拠点の整備	西和 7 町障害者等支援協議会にて、生活支援拠点の面的体制整備を進めます。	福祉課
相談支援体制の充実	施設入所や共同生活援助から一人暮らしへの移行をする時の相談や生活支援として、自立生活援助事業を進めます。	福祉課
民生委員やボランティアによる相談支援	民生児童委員やボランティアによる相談支援を行います。	福祉課 (社協)

②情報提供

取組項目	取組内容	担当課
あすなろの発行	サービス・制度等の内容、手続きの方法を掲載した「あすなろ」を窓口等で配布、ホームページに掲載し、情報提供します。	福祉課
広報・ホームページの充実	町の情報だけでなく、県のサービス等についても広報やホームページにより情報提供を図っていきます。	福祉課
民生児童委員や障害者団体への情報提供	民生児童委員や障害福祉の関係団体に、必要や要望に応じて情報提供を行います。	福祉課 (社協)

3

地域の支え合い

(1) 取組方針

障害の有無にかかわらず、支え合いながら暮らせる地域を目指して、地域住民が主体となる取り組みを進めます。

(2) 施策

①支援者の養成、育成

取組項目	取組内容	担当課
ボランティア活動の養成、育成	社会福祉協議会を拠点に、ボランティア活動を身近に感じてもらえるような仕組みをつくりつつ、身近な地域における障害者支援のボランティアの養成や育成を行います。	福祉課 (社協)
民生委員・児童委員等の活動支援	民生児童委員協議会の会議等に障害者の理解を深める講習会を行い、地域で障害者が孤立しない見守りへと繋がります。	福祉課 (社協)

②地域福祉活動

取組項目	取組内容	担当課
小地域ネットワーク	小地域ネットワークを通して、障害者が気軽に地域の方々と交わる機会をつくれます。	福祉課 (社協)
小中学校での取組	小中学校において障害福祉のボランティアと交流が図れるような機会をもちます。	教育委員会
障害者団体等との懇談会	各種障害者団体等との懇談会を開催し、障害者と家族の現状とニーズ把握に努めます。	福祉課

③家族介護者への支援

取組項目	取組内容	担当課
家族介護者への支援	窓口対応や関係機関からの情報をもとに、家族介護者の心身の健康状態についても把握し、家族介護者等の心身の負担を軽減するために必要なサービスの提供を推進します。	福祉課
家族介護者や保護者同士の交流	既存の家族会の周知の強化と併せ、必要に応じて、家族間同士が交流できるように努めます。	福祉課

4

安全・安心対策

(1) 取組方針

避難行動要支援者情報の把握・共有とともに、災害時における障害のある人等の安否確認や避難支援等の支援体制づくりを推進します。また、日頃から顔の見える関係づくりを進めるため、地域での防災活動の推進を図ります。

障害のある人を犯罪・事故から守るため、地域ぐるみの防犯・交通安全体制の構築とともに、緊急時の対応に関する情報提供を推進します。

(2) 施策

①防災

取組項目	取組内容	担当課
防災知識の普及	「防災・減災」に関する啓発活動を行うとともに、災害時の避難場所や緊急時における連絡方法等の周知に努めます。	総務防災課
避難行動要支援者対策の充実	避難行動要支援者の一層の把握に努めるとともに、災害時における地域ぐるみの避難支援体制の確立に努めます。また、情報提供や情報共有による迅速な対応に努めます。	総務防災課
福祉避難所の確保	避難対象者に対応した福祉避難所の確保を進めます。また、避難先での具体的な支援方法や各支援者の役割分担を検討します。	総務防災課 福祉課

②防犯

取組項目	取組内容	担当課
防犯知識の普及	防犯知識に関する情報提供に努めます。	住民生活課
防犯対策の推進	自主防犯組織の設立を推進し、防犯対策に努めます。	住民生活課
消費者の保護並びに相談の推進	悪質な訪問販売や契約行為を未然に防止するため、消費生活相談員による相談や出前講座、広報による啓発などを実施します。	観光産業課

③緊急時の対応

取組項目	取組内容	担当課
緊急通報システムの普及	重度の身体障害者等に緊急通報装置等を貸与し、急病または事故の緊急事態に対処します。また、事業には近隣協力者が必要なことから、地域住民への啓発に努めます。	福祉課
NET119 の啓発	聴覚や言語機能に障害のある人が携帯電話等を使用して、119 番通報をする NET119 の啓発に努めます。	総務防災課 福祉課

基本方針Ⅱ いつも安心できる生活環境と支援体制をつくる

1 バリアのない生活環境

(1) 取組方針

障害のある人が自立して生活し、積極的に社会参加していく上で、社会的障壁のない環境整備に努めます。

多様な手段によるコミュニケーションの必要性等を認識し、障害の種別や有無によって分け隔てられることなく、日常生活を営む上で必要な情報が円滑に取得でき、コミュニケーションが図れるような合理的配慮に努めます。

女性の障害者は、複合的に困難な状況に置かれる場合が多く見受けられることに配慮した支援を行います。

(2) 施策

①公共施設の整備

取組項目	取組内容	担当課
公共施設のバリアフリー化の推進	整備にあたっては障害者の視点から点検し、障害者の意見を取り入れるよう努め、様々な障害特性に可能な限り対応します。	総務防災課 (役場)
	建設当初よりバリアフリー化が進んでいますが、必要な改修に計画的に取り組むとともに、整備にあたっては障害者の視点から点検し、障害者の意見を取り入れるよう努め、様々な障害特性に可能な限り対応していきます。	健康保険課 (プリズムへぐり)
	バリアフリー化が十分なされていませんが、公共施設の整備計画により、バリアフリー化を図っていきます。	教育委員会 (中央公民館)

②交通環境

取組項目	取組内容	担当課
鉄道環境の充実	人にやさしい駅づくり等に向け、近鉄等関係機関との協議を進めます。	総務防災課
歩行空間等のバリアフリー化の促進	障害者等の移動の利便性および、歩行者の安全性を確保するため、歩道の段差の解消や視覚障害者誘導用ブロック(点字ブロック)の整備を今後も継続して実施します。	都市建設課
放置自転車防止対策の推進	放置自転車対策を進めます。	住民生活課
交通安全施設の整備促進	交通安全施設の整備は、地元等の要望により、実施していきます。	都市建設課
交通安全の啓発	要望に応じ、行政出前講座を通して、交通安全教室を開催します。	住民生活課

③情報保障・意思疎通支援

取組項目	取組内容	担当課
広報の充実	年齢や障害の有無に関係なく、誰でも見やすい広報の作成に努めます。	政策推進課
声の広報の発行	視覚障害者に、録音 CD による広報を発行し、情報提供に努めます。	政策推進課 福祉課（社協）
手話奉仕員、要約筆記奉仕員の派遣	聴覚障害者のコミュニケーションを円滑にするため、手話奉仕員、要約筆記奉仕員の派遣を行います。	福祉課 （社協）
意思疎通支援者の養成	手話、要約筆記、点訳、朗読の奉仕員養成講座を開催し、意思疎通の支援者を養成します。	福祉課 （社協）
意思疎通支援の充実	聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能障害、重度の身体等の障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等の意思疎通支援の円滑化を図る体制整備に努めます。	福祉課 （社協）

④女性の障害者への支援

取組項目	取組内容	担当課
虐待予防の啓発	女性であるがゆえの虐待を受けることがないように、啓発に努めます。	福祉課
妊娠・出産・子育ての支援	障害のある女性が妊娠・出産・子育てをする上での困難さを軽減するための支援を行います。	健康保険課
子育ての支援	障害のある女性が子育てをする上での困難さを軽減するための支援を行います。	教育委員会 こども園

2

保健・医療

（１）取組方針

障害のある人が安心して自立した生活を送ることができるよう、必要なときに適切な医療を受けることができる地域医療体制の充実を図るとともに、障害の原因となりうる予防可能な生活習慣病を予防するため、健康づくりや介護予防の取り組みを推進します。

また、こころの健康づくりに関する取り組みの充実を図り、心身ともに健康な生活を送るための支援を推進します。

（２）施策

①健康増進

取組項目	取組内容	担当課
健康増進事業の推進	健康へぐり 21 計画に基づき、各種健（検）診、健康教育、健康相談を実施するとともに、ヘルスボランティアによる住民主体的健康づくりを進めます。	健康保険課
こころの健康づくり	こころの健康づくりや精神障害に関する啓発などの予防活動と精神保健推進員と協働し、障害者の居場所づくりを行います。	健康保険課

②医療

取組項目	取組内容	担当課
公費負担医療制度の実施	自立支援医療において適切な給付を行います。また、「あすなろ」等で制度の周知を行います。	福祉課
重度障害者の福祉医療費助成	精神障害者保健福祉手帳の1級・2級所持者に対して、全診療科の入院・通院について医療費助成を継続します。また、重度の心身障害者の健康を保持するため、心身障害者医療費助成を継続します。	福祉課

3

障害福祉サービス

(1) 取組方針

障害特性や個々のニーズに応じたきめ細やかなサービスを提供するため、適正なサービスの支給決定に努めます。

また、障害のある人の家族の心身の負担の軽減や家庭や地域での孤立を防止するため、相談支援体制の充実や必要なサービスの利用を促進します。

(2) 施策

①障害福祉サービス等の推進

取組項目	取組内容	担当課
自立支援給付	第5期障害福祉計画と一体的に取り組みます。	福祉課
地域生活支援事業	第5期障害福祉計画と一体的に取り組みます。	福祉課

②外出支援

取組項目	取組内容	担当課
移動支援事業	社会生活に必要な移動や外出を容易にするとともに余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する移動支援事業を適切に実施します。	福祉課
自動車運転免許取得・改造助成事業	身体障害者の社会参加のため(免許取得や自動車改造に要した費用の一部を助成)の事業として推進します。	福祉課

③経済的負担の軽減

取組項目	取組内容	担当課
年金制度の周知	国民年金の重要性について、正しい理解が得られるよう周知・啓発を推進していきます。	健康保険課
各種手当の支給	特別障害者手当・障害児福祉手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当の周知と適切な支給を行います。	福祉課
サービス利用費の軽減	障害者総合支援法に基づき、各種サービスに要する利用費は、所得などに応じた利用負担の軽減措置や無料化などを今後も進めます。	福祉課
ごみ処理手数料の減免	在宅で常時紙おむつ類を必要とする者に対して、それらを処分するための町指定ごみ袋を、引き続き一部支給します。	住民生活課

4

社会参加のための支援

(1) 取組方針

就労や日中の活動の場が自立した生活を送るための手段にとどまらず、社会参加や生きがいにもつながるという視点で、障害者自らのニーズや適性等に応じて選択できるように支援するとともに、長く続けるための支援までの一貫した支援の充実に取り組みます。

さらに、いきいきと活力ある生活を送るために欠かすことのできない社会参加や余暇活動ができる場の提供に努めます。

(2) 施策

①関係機関との連携

取組項目	取組内容	担当課
就労支援の関係機関との連携	障害者の種別や特性、個人の適性やニーズに適正に対応できるように、関係機関との連携を図ります。	福祉課
特別支援学校との連携	特別支援学校の卒後の進路が円滑に進むように、特別支援学校との連携を行います。	福祉課

②就労の機会の拡充

取組項目	取組内容	担当課
障害者就労施設等の受注の機会の推進	優先調達推進法に基づき、優先調達推進方針を策定し、障害者就労施設等の受注の機会の推進に努めます。	福祉課

③地域活動や余暇への支援

取組項目	取組内容	担当課
地域活動支援センター事業	障害者が通所して、創作的活動、生産活動、軽作業、日常生活訓練等を行い、社会との交流を促進する場として、地域活動支援センターの利用の給付を行います。	福祉課
生涯学習環境の充実	障害者のニーズに応えられるよう多様性や柔軟性のある幅広い生涯学習プログラムを行います。	教育委員会
文化・芸術活動環境の充実	障害者の文化・芸術活動の振興を図るため、障害者の作品展や音楽会の開催等への支援に努めています。また、幅広い文化・芸術活動の場に障害者が気軽に参加できるよう努めます。	教育委員会
スポーツ環境の充実	ふれあい水泳や軽スポーツ大会などのスポーツイベントを充実させ、障害の有無に関わらず参加できる幅広いスポーツの機会を拡充します。	教育委員会
交流の場の創出	より多くの住民との交流が深まるレクリエーションの場の創出に努めます。	教育委員会

5

居住環境の支援

(1) 取組方針

居住支援のために必要な相談、体験の機会、緊急時の対応等の機能を備えた地域生活支援拠点等の整備の推進により、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を図ります。

障害者が住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう、住まいの確保を図るとともに、親亡き後支援の一環としても、居住環境の充実に取り組みます。

(2) 施策

①住宅改修

取組項目	取組内容	担当課
住宅改修費の助成	障害者の住宅改修は、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業として、給付を行います。	福祉課
公営住宅の改修	入居者の必要に応じて対応していきます。	都市建設課

②居住環境の充実

取組項目	取組内容	担当課
グループホームの確保	地域住民の障害や障害者への理解を深め、グループホーム設置に対する理解の熟成を図れるように努めます。	福祉課
地域生活支援拠点の整備	親亡き後支援の拠点となる地域生活支援拠点の面的整備に努めます。	福祉課

基本方針Ⅲ いつまでも地域で暮らせる途切れない支援の仕組みをつくる

1 新生児～就学前

(1) 取組方針

障害や発達の遅れを早期に発見するため、各種健診や相談支援体制の充実を図るとともに、気づきを適切な支援へ繋げるための体制整備を図ります。

ライフステージに応じた切れ目の無い支援と保健、医療、福祉、保育、教育と連携した地域支援体制の構築を図る観点から、個々の障害児やその家族の状況およびニーズに応じて、気づきの段階からきめ細かく対応する体制整備に努めます。

(2) 施策

1 新生児～就学前

①早期発見と早期対応

取組項目	取組内容	担当課
妊産婦訪問指導	産婦については、産後うつなど早期発見し、適切な支援を行い必要に応じて受診に繋がります。	健康保険課
妊婦一般健康診査	妊婦健康診査に要する費用を助成し、異常を早期発見し、適切な治療や保健指導を行い、安全な出産ができる支援に努めます。	健康保険課
新生児訪問指導	早期に全件訪問し、異常・障害の早期発見・治療のための援助を行います。	健康保険課
乳幼児健康診査	発達の節目の時期に、健診で疾病の早期発見・早期治療を支援します。また、保護者の育児不安を軽減し、子育てに役立つような相談内容の充実に努めます。健康診査の結果、発達面の経過観察が必要な児童と保護者に対して、児童の発達をみながら適切なアドバイスを行い、必要なサービスに繋がります。	健康保険課
発達相談	発達障害等が疑われるケースについては、臨床心理士による児童発達検査に繋がっています。障害や発達に支援の必要がある乳幼児について適切な指導・療育教室へ繋げ、発達を促すため、相談の充実に努めるとともに、こども園・幼稚園との連携等、相談後のフォロー体制の充実に努めます。	健康保険課
子育て相談	異常または疾病の早期発見・早期治療のため、電話、窓口、訪問にて保健指導を行い必要時関係機関に繋がります。	健康保険課
家庭訪問	新生児（未熟児を含む）については、早期に全件訪問し、異常・障害の早期発見・治療のための援助を行います。産婦については、産後うつなどを早期発見し、適切な支援を行い必要に応じて受診に繋がります。その他必要時に応じて訪問指導を行います。	健康保険課

②療育

取組項目	取組内容	担当課
療育教室の充実	発達遅れが疑われる幼児と保護者に、療育や子育てのアドバイスをを行い、子どもの発達を促し、持てる力を十分に発揮できるように努めます。また、関係機関と連携を図りながら指導していきます。	福祉課 (社協)
児童発達支援	就学前の幼児の療育の場として、児童発達支援の啓発を進めます。	福祉課

③保育と就学前教育

取組項目	取組内容	担当課
障害児保育の充実	障害児保育を実施しているこども園において、人数に応じた保育教諭等の配置に努めます。また、家庭・主治医や専門機関との連携を強化し、必要に応じて専門機関からの助言を受けるなど、保育・教育内容の一層の充実に努めます。	教育委員会
	障害児保育・教育に従事する教職員の専門的知識と技術の向上を図り、障害のある子どもへの適切な保育・教育を実施します。また、卒園後の進学先との連携を進めます。	教育委員会
	保育実施にあたり、家庭や関係機関と連携しながら進めていきます。	こども園
障害児の保育・教育環境の整備	園内で職員の共通理解を図り、個に応じた関わりができるように努めます。 個別の支援計画を作成し、就学先との連携を図ります。	こども園
就学前教育	心身の障害や病弱・虚弱な幼児に対し、集団の中での育ちを大切にし、支援を必要とする幼児の個性や可能性を伸ばせるよう、個々に応じた教育を進めます。	教育委員会
	一人ひとりの個性を尊重し、集団の中で仲間とともに育ち合うことを大切にしたい保育を進めます。	こども園
保育所等訪問支援	制度の周知を強化します。	福祉課

④切れ目のない支援

取組項目	取組内容	担当課
学齢期への連携	発達障害児など様々な障害や発達上の特徴がある児童への支援として、乳幼児の特性に応じた支援内容が引き継がれるよう連携を図り、妊娠期から子育て期にかけての切れ目のない支援が図れるように努めます。	健康保険課

(1) 取組方針

個別の状態に即した指導・支援内容を乳幼児期から学齢期においても引き継ぎ、一貫した個別支援・相談対応を行う体制づくりを進めます。

障害のある児童の自立や社会参加の促進を支援するため、一人ひとりのニーズに応じて、学齢期から就労に至るまでの一貫した教育支援を推進します。

障害の有無にかかわらず、ともに学び、ともに育つことができるような視点での教育の充実を図ります。

(2) 施策

①学校教育

取組項目	取組内容	担当課
学校保健等の推進	支援が必要な児童について、学校保健における健康管理の充実を図ります。	教育委員会
福祉教育の推進	支援が必要な児童の周囲の児童生徒が、お互いを理解し合い、ともに学び育つ学校づくりのため、福祉教育や指導に努めます。	教育委員会

②休日・放課後対策

取組項目	取組内容	担当課
学童保育	共働き等で昼間保護者のいない家庭等における小学校に就学している障害児に、遊びと生活の場を学童保育において提供します。	教育委員会
通所系サービスの充実	児童発達支援、放課後等デイサービスによって、児童の療育の場の提供を推進します。	福祉課
日中一時支援	支援が必要な障害児の居場所、保護者の就労支援や一時的な休息のため、本人の発達に合わせた日中一時支援事業を行います。	福祉課

③インクルーシブ教育

取組項目	取組内容	担当課
インクルーシブ教育システムの構築	一人ひとりに応じた指導や支援（特別支援教育）に加え、障害のある者と障害のない者が可能な限りともに学ぶ仕組みの構築に努めます。	教育委員会
インクルーシブ教育に関する特別支援教育の推進	障害のある子ども一人ひとりが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、医療、保健、福祉、労働等との連携を強化し、社会全体の様々な機能を活用して、十分な教育が受けられるよう、障害のある子どもの教育の充実に努めます。	教育委員会

インクルーシブ教育：障害のある子どもを含むすべての子どもに対して、子ども一人ひとりの教育的ニーズにあった適切な教育的支援を通常の学級において行う教育

④切れ目のない支援

取組項目	取組内容	担当課
学齢期以前との連携	発達障害児など様々な障害や発達上の特徴がある児童への支援として、就学前から就学期へ支援がつながるような仕組みづくりに努めます。	教育委員会
中学校卒後の支援	義務教育を終える障害のある生徒の支援が途切れないように、関係機関との連携を進めます。	教育委員会

3

青壮年期

(1) 取組方針

学齢期で提供されていた支援が途切れないように関係機関と連携し、障害者が生きがいを持ち、いきいきと充実した毎日を過ごすことができるよう、就労や日中の活動の場の支援および社会参加・余暇活動の支援の充実を図ります。

(2) 施策

①中途障害者の予防と対策

取組項目	取組内容	担当課
健康増進事業の推進	健康増進事業を推進し、中途障害の発生予防・早期発見に努めます。	健康保険課
関係機関等との連携	障害福祉サービスの提供のみならず、精神面での支援を行うために、当事者団体等の関係機関へ繋げるように努めます。	福祉課

②経済的自立の支援

取組項目	取組内容	担当課
就労支援	関係機関と連携し、就労開始から定着に至るまでが円滑に行われるように支援します。	福祉課
年金制度の周知	障害基礎年金や障害厚生（共済）年金の制度の周知を行います。	健康保険課 福祉課

③切れ目のない支援

取組項目	取組内容	担当課
関係機関との連携	学齢期で提供されていた支援が途切れないように、関係機関との連携に努めます。	福祉課
民生児童委員との連携	学齢期に障害福祉関係の機関との繋がりがなく、社会に出てから障害が顕在化した人を民生児童委員と連携し、把握に努めます。	福祉課

4

高齢期

(1) 取組方針

住み慣れた地域で自分らしく生活をするができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を包括的に提供できるように努めます。

(2) 施策

① 中途障害の予防と対策

取組項目	取組内容	担当課
健康増進事業の推進	健康増進事業を推進し、中途障害の発生予防・早期発見に努めます。	健康保険課
介護予防事業の推進	加齢に伴う障害の重度化を予防するため、介護予防事業を推進します。	健康保険課 福祉課
関係機関等との連携	障害福祉サービスの提供のみならず、精神面での支援を行うため、当事者団体等の関係機関へ繋げるように努めます。	福祉課

② 重度化の予防と対策

取組項目	取組内容	担当課
介護予防事業の推進	加齢に伴う障害の重度化を予防するため、介護予防事業を推進します。	健康保険課 福祉課
日常生活の支援	障害の重度化に伴い、公的なサービスでは対応できないような日常的な支援が提供できるように、軽度生活援助事業をすすめます。	福祉課
ふれあい収集	家庭から排出するごみを自らがごみ集積所へ持ち出すことが困難な世帯に対して、個別にごみ収集を行います。	住民生活課

③ 切れ目のない支援

取組項目	取組内容	担当課
介護保険サービスとの連携	介護保険優先となるサービスを踏まえながらも、一人ひとりの状況やニーズに配慮し、障害福祉サービスの提供を行います。 長期にわたり、障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢の障害者が介護保険に移行する場合には、利用負担の軽減に努めます。	福祉課
包括支援	保護者の高齢化に伴い、老障介護となっている家庭においては、関係機関と連携し、家族全体を包括的に支援します。	福祉課

第 3 部

第 5 期平群町障害福祉計画

第 1 章 成果目標

1 第 4 期障害福祉計画の成果目標の達成状況

(1) 入所施設利用者の地域移行者数

成果指標	数値		検証
地域移行者数	目標値	2 人	該当者がありませんでした。
	実績値	0 人	

(2) 施設入所者の削減数

成果指標	数値		検証
削減数	目標値	2 人	長期入所者につき、地域移行が困難なため、該当者がありませんでした。
	実績値	0 人	

(3) 入院中の精神障害者の地域生活への移行促進

成果指標	数値		検証
地域移行者数	目標値	4 人	長期入院者が家族、関係機関の連携により退院できました。
	実績値	1 人	

(4) 地域生活支援拠点の整備

成果指標	数値		検証
地域生活拠点施設の整備	目標値	1 か所	西和 7 町障害者等支援協議会にて、協議中です。
	実績値	0 か所	

(5) 福祉施設から一般就労への移行

成果指標	数値		検証
一般就労移行者数	目標値	2 人	該当者がありませんでした。
	実績値	0 人	

(6) 就労移行支援事業の利用者

成果指標	数値		検証
就労移行支援事業の利用者	目標値	4 人	一般就労から福祉就労への移行が多くみられます。
	実績値	7 人	

2 第5期障害福祉計画の成果目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

平成28年度末の施設入所者数から、グループホームや一般住宅等に移行する数を見込み、これまでの実績および地域の実情を踏まえて設定します。

指標	数値	考え方
現時点の施設入所者数	15人	国の指針に基づき、現時点は、平成28年度末時点の入所者数とする。
平成32年度末での施設入所者の削減数	1人	平成28年度末時点の入所者数の2%以上を削減するという国の指針に基づき、 $15人 \times 2\% \div 1人$ を見込む。
平成32年度末での地域生活移行者数	1人	平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行するという国の基本指針に基づき、 $15人 \times 9\% \div 1人$ を見込む。

(2) 精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築

長期入院の精神障害者が地域移行を進めるにあたり、保健・医療・福祉の一体的な取り組みの推進に加えて、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人がともに生活できる地域を構築していきます。

その一環として、32年度末までに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置します。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

障害者の高齢化、重度化や親亡き後を見据え、障害児、障害者およびその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を総合的に提供できる体制として、地域生活支援拠点の面的整備を平成32年度末までに行います。

整備にあたっては、西和7町を圏域とし、西和7町障害者等支援協議会で、協議を進めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成32年度末までに一般就労に移行する者の数値目標を設定します。

指標	数値	考え方
現時点の一般就労移行者数	0人	国の指針に基づき、現時点は、平成28年度末時点の入所者数とする。
平成32年度末での一般就労移行者数	1人	平成28年度末の福祉施設から一般就労へ移行者の1.5倍以上というのが国の指針ではあるが、実績がないため、1人を見込む。
平成32年度末での就労移行支援事業利用者数	6人	平成28年度末の利用者数から2割以上増加するという国の基本指針に基づき、 $5人 \times 20\% = 1人$ の増加で6人とする。

第2章 障害福祉サービスの利用見込みと整備の方向

1 自立支援給付の利用見込みと整備の方向

(1) 訪問系サービス

- 居宅介護（ホームヘルプ）

居宅における入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

- 重度訪問介護

居宅において入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事並びに生活等に関する相談および助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護、見守り等を総合的に行います。

- 同行援護

視覚障害者に対する移動時およびそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）、移動の援護、排せつ、食事等の介護などを行います。

- 行動援護

行動上著しい困難がある人に対して、行動する際に生じる危険を回避するため、必要な援護や外出時の移動支援などを行います。

- 重度障害者等包括支援

常に介護が必要な人に対して、居宅介護その他の包括的な介護を行います。

【見込み量】

サービス名		単位	H30	H31	H32
訪問系サービス			38	40	43
	居宅介護	実利用者数 (人)	24	25	26
	重度訪問介護		2	2	2
	同行援護		4	4	4
	行動援護		8	9	10
	重度障害者等包括支援		0	0	1
訪問系サービス			978	1,033	1,209
	居宅介護	利用時間数 (時間/月)	576	600	624
	重度訪問介護		210	220	230
	同行援護		76	78	80
	行動援護		116	135	155
	重度障害者等包括支援		0	0	120

※居宅介護

第4期計画期間（平成27年度～29年度見込み）では、実利用者は、ほぼ横ばいであるが、障害者の高齢化、重度化が見込まれる中、僅かではあるが、年々増加すると見込む。利用時間数は、年々増加していることから、実利用者の増加とあわせて、増加すると見込む。

重度訪問介護

実利用者は、第4期計画期間（平成27年度～29年度見込み）では横ばいとし、高齢化していくことから、サービス料が増加すると見込み、利用時間は、年々微増すると見込む。

同行援護

第4期計画期間（平成27年度～29年度見込み）では、死亡等により、年々減少しているが、今後も年々減少するとは予測しがたく平成29年度から横ばいと見込む。利用時間数は、微増と見込む。

行動援護

発達障害児が増加していることから、実利用者、利用時間ともに、年々増加する見込みとする。

重度障害者等包括支援

当面は、対象者は見込まれないが、施設入所支援の地域移行を1人見込んでいるため、平成32年度に1人と見込む。利用時間は、重度訪問介護の最終年度の1人あたり時間相当と見込む。

【整備の方向】

- 実利用者がほぼ横ばい状態であることから、サービス内容の周知を強化するとともに、関係機関等と連携し、潜在ニーズの把握に努めます。
- サービス利用等計画の適正管理と併せ、必要なサービスが提供されるように努めます。

（2）短期入所（ショートステイ）

介護者の病気などの理由により、宿泊を伴う短期間の介護が必要な人に対して支援を行います。

医療型は、遷延性意識障害児・者、ALS等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する重症心身障害児・者を対象としたショートステイです。

【見込み量】

サービス名	単位	H30	H31	H32
短期入所 （福祉型）	実利用者数 （人／月）	7	8	9
	延利用日数 （日／月）	28	32	36
短期入所 （医療型）	実利用者数 （人／月）	1	1	1
	延利用日数 （日／月）	7	7	7

※福祉型

第4期計画期間（平成27年度～29年度見込み）のサービス利用実績では、1人あたりの1か月の平均利用日数が少ないため、家族の休息が増加するという観点から、1人あたりの1か月の平均利用日数を増加する方向で見込む。

医療型

第4期計画期間（平成27年度～29年度見込み）では、実績がないが、今後は、対象者が出現する可能性が否定できないため、1人を見込み、福祉型よりも長い期間を要することを想定し、1か月あたりの利用日数を標準支給量の7日で見込む。

【整備の方向】

- 身近な地域でサービスが利用できるよう、新規開設する事業者等に、短期入所施設の併設整備について、積極的に働きかけます。

○利用者が少ないことから、必要に応じて家族の休息目的での利用を促し、家族の介護支援に繋がります。

(3) 日中活動系サービス

- ・生活介護

施設において、日中に入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動などの支援を行います。

- ・自立訓練（機能訓練）

身体障害者を対象に、自立した日常生活や社会生活を営むため、身体機能などの向上のために必要な訓練を行います。

- ・自立訓練(生活訓練)

知的障害者、精神障害者を対象に、自立した日常生活や社会生活を営むために生活機能などの向上のために必要な訓練を行います。

- ・就労移行支援

就労を希望する人に対して、就労に必要な知識・能力の向上を図るための訓練を行います。

- ・就労継続支援（A型）

雇用契約等に基づき、就労機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上を図るための適切な支援を行います。

- ・就労継続支援（B型）

就労機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上を図るための必要な訓練を行います。

- ・療養介護

医療が必要な人に対して、病院などで日中に行われる機能訓練、療養上の管理看護、医学的管理の下での介護や日常生活上の支援を行います。

【見込み量】

サービス名	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
生活介護	実利用者数 (人/月)	58	60	62
	延利用日数 (日/月)	1,160	1,200	1,240
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	実利用者数 (人/月)	2	2	2
	延利用日数 (日/月)	30	30	30
就労移行支援	実利用者数 (人/月)	6	6	7
	延利用日数 (日/月)	66	72	91
就労継続支援 (A型)	実利用者数 (人/月)	12	13	14
	延利用日数 (日/月)	264	312	364
就労継続支援 (B型)	実利用者数 (人/月)	18	20	22
	延利用日数 (日/月)	180	200	220
療養介護	実利用者数 (人/月)	4	4	4

※生活介護

第4期計画期間（平成27年度～29年度見込み）のサービス利用実績同様、今後も実利用者、利用日数ともに増加すると見込む。

自立訓練（機能訓練・生活訓練）

第4期計画期間（平成27年度～29年度見込み）のサービス利用実績より、平成29年度同様の実績を見込む。

就労移行支援

成果目標にて、平成32年度末実利用者を7人と見込む。利用日数は、就労移行支援を進める観点から増加すると見込む。

就労継続支援（A型）

第4期計画期間（平成27年度～29年度見込み）のサービス利用実績では、実利用者に増減はあっても、利用日数は増加していることから、今後も利用日数は増加すると見込む。

就労継続支援（B型）

第4期計画期間（平成27年度～29年度見込み）のサービス利用実績同様、今後も実利用者、利用日数ともに増加すると見込む。

療養介護

新規利用が平成30年度中に、見込まれる対象者が1名ある。

【整備の方向】

- 町内の事業所が少ないため、町外の社会資源を有効に活用しながら、利用者のニーズに対応していきます。
- 福祉就労の利用が増加しているのが現状ですが、一般就労の移行についても、関係機関と連携し、進めていきます。

(4) 居住系サービス

- ・共同生活援助（グループホーム）

日常生活上の相談に加えて、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助の提供を行います。

- ・施設入所支援

施設入所者に対して、夜間に、入浴、食事などの介護を行います。

【見込み量】

サービス名	単位	H30	H31	H32
共同生活援助	実利用者数 (人/月)	17	18	18
施設入所支援	実利用者数 (人/月)	15	15	14

※共同生活援助

親亡き後支援として、今後増加が見込まれるものの、32 年度までの間でみる限りは、微増と見込む。

施設入所支援

成果目標より、平成 32 年度末の実利用者は 14 人と見込む。

【整備の方向】

○障害者の自立や親亡き後支援として、共同生活援助の整備は、重要な課題ですが、奈良県全体でも、数が少なく、身近な地域でサービスが利用できるよう、新規開設する事業者等に、共同生活援助の整備について、積極的に働きかけます。

(5) 相談支援

施設から地域での生活に移行する人や、障害福祉サービスの利用に関する調整が困難な人名等に対して、相談支援事業者がサービス利用計画を作成し、定期的にモニタリングを行うなど計画的な支援を行います。

【見込み量】

サービス名	単位	H30	H31	H32
計画相談支援	実利用者数 (人/年)	106	112	117
地域移行支援	実利用者数 (人/年)	0	0	1
地域定着支援	実利用者数 (人/年)	0	1	1

※サービス利用者が増加しているため、計画相談支援の利用についても、増加を見込む。

【整備の方向】

○利用者のニーズや現状を適正に踏まえた計画内容の作成を推進します。

2 地域生活支援事業の利用見込みと整備の方向

(1) 相談支援事業

・障害者相談支援事業

障害者・児や家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等の援助を行い、障害者・児が地域で自立した生活を営むことができるよう総合的、継続的に支援します。

【見込み量】

サービス名	単位	H30	H31	H32
一般相談支援事業所数	西和7町管内設置数	3	3	3

※既存の事業所での相談業務を引き継ぎながら、新たな業務を付加した事業所の設置が平成30年度に見込まれるが、事業所数としては、変更がない見込みである。

【整備の方向】

○障害者の地域における相談支援の拠点としての役割を果たすとともに、障害種別にかかわらず対応できるよう充実を図ります。

(2) 理解促進研修・啓発事業

障害者等が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するために、地域住民等に障害者等に対する理解を深めることを目的とした研修や啓発を行います。

【見込み量】

サービス名	単位	H30	H31	H32
障害者理解のための講演会	回数(回)	1	1	1
出前講座等の実施	回数(回)	1	1	1
広報・ホームページ等による啓発	件数(件)	1	1	1

【整備の方向】

○西和7町共同で継続実施をしている障害者の理解を深めるための講演会を開催できるよう努めます。

(3) 自発的活動支援事業

障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、当事者やその家族、地域住民等が自発的な取り組みを行う団体等に対して補助金等により支援します。

【見込み量】

サービス名	単位	H30	H31	H32
精神障害者当事者会の立上げ支援	回数（回）	1	1	1

【整備の方向】

○西和7町障害者等支援協議会にて実施している精神障害者当事者会立ち上げ支援事業を継続し、当事者会の立ち上げに努めます。

(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者のうち、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる場合、成年後見申立および報酬に係る経費の一部、または全部を支援します。

【見込み量】

サービス名	単位	H30	H31	H32
成年後見制度利用支援事業	実利用者数 （人）	1	1	1

【整備の方向】

○成年後見制度の利用促進を図るため、周知の強化とあわせ、必要とする障害者の把握とともに、関係機関の連携に努めます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

障害者等に対する後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、住民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援し、障害者等の権利擁護を図るため、法人後見を検討する団体等に対し支援を行います。

【見込み量】

サービス名	単位	H30	H31	H32
成年後見制度法人後見支援事業	法人数	1	1	1

【整備の方向】

○成年後見制度の利用促進を図るため、平成 30 年度に新規開設予定の法人後見を担う法人との連携を進めます。

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能又は音声機能の障害のための意思疎通を図ることに障害のある障害者等に対して手話通訳者・要約筆記者等を派遣し、円滑なコミュニケーションを図るための支援を行います。

【見込み量】

サービス名	単位	H30	H31	H32
手話奉仕員派遣事業	利用件数 (件／年)	70	72	74
手話通訳者設置事業	設置件数 (件／年)	1	1	1
要約筆記奉仕員派遣	利用件数 (件／年)	15	17	19

【整備の方向】

○手話奉仕員・要約筆記奉仕員の養成講座の周知を強化し、人材確保に努めます。

○サービスの内容の周知を強化し、利用の促進に努めます。

(7) 日常生活用具給付等事業

・介護・訓練支援用具

特殊寝台等、身体介護の支援や訓練のための用具

・自立生活支援用具

入浴補助用具や歩行支援用具等、入浴、移動などの自立生活を支援するための用具

・在宅療養等支援用具

電気式たん吸引器等、在宅療養を支援するための用具

・情報・意思疎通支援用具

点字器や人工喉頭等、情報伝達や意思疎通を支援するための用具

・排泄管理支援用具

ストマ用装具等、排泄管理を支援するための用具

・居宅生活動作補助用具

障害者・児の居宅生活動作を円滑にするための用具で、その設置に小規模な住宅改修を伴うもの

【見込み量】

サービス名	単位	H30	H31	H32
介護・訓練支援用具 (特殊寝台・マットなど)	利用件数 (件／年)	1	1	1
自立生活支援用具 (入浴補助用具・杖など)	利用件数 (件／年)	3	3	3
在宅療養等支援用具 (ネブライザー・たん吸引器など)	利用件数 (件／年)	3	4	5
情報・意思疎通支援用具 (拡大読書器・人工喉頭など)	利用件数 (件／年)	4	5	6
排泄管理支援用具 (紙おむつ類・ストマ)	利用件数 (件／年)	390	396	402
居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	利用件数 (件／年)	1	1	1

排泄管理支援用具は、2ヶ月分の支給を1件として計上

【整備の方向】

○障害の状況や程度の変化等、障害のある人のニーズに応じ、適切できめ細やかな給付に努めます。

(8) 移動支援事業

1人で外出することが困難な障害者・児に対して、外出の際の移動を支援することで地域での自立生活および社会参加等を促進します。

【見込み量】

サービス名	単位	H30	H31	H32
移動支援事業	実利用者数 (人／年)	33	34	35
	利用時間数 (時間／年)	3,201	3,332	3,465

※第4期計画期間（平成27年度～29年度見込み）のサービス利用実績を基に、年々増加していくと見込む。

【整備の方向】

○社会参加や余暇活動を支援する観点から、利用の促進に努めます。

(9) 地域活動支援センター事業

創作的活動、生産活動の機会や交流促進などを図るための日中活動の場を提供します。なお、センターには以下の3類型があります。

I 型： 専門職員（精神保健福祉士など）を配置し、医療・福祉および地域との連携強化のための調整、地域住民への障害や障害者に対する理解促進のための普及啓発等の事業を行います。

II 型： 機能訓練、社会適応訓練等のサービスを提供します。

III 型： 創作的活動又は生産活動を行い、地域生活支援の促進を図ります。

【見込み量】

サービス名	単位	H30	H31	H32
地域活動支援センター	西和管内 利用箇所数	1	1	1
	西和管外 利用箇所数	3	3	3
	実施利用者数	10	10	11

※地域活動支援センターは、これまでの実績により全て I 型を見込む。

【整備の方向】

○利用者が少ないため、周知を強化し、利用促進に努めます。

(10) 日常生活支援事業

・ 日中一時支援

家族の就労支援および一時的な休息を目的として、障害者・児の日中活動の場の提供、見守りなどの支援を行います。

・ 生活訓練事業

日常生活上、必要な訓練、指導を行います。

・ 療育教室

障害児およびその保護者に対する療育指導および保護者間の交流を図ります。

【見込み量】

サービス名	単位	H30	H31	H32
日中一時支援事業	実利用人数 (人／年)	23	24	25
	利用時間数 (時間／年)	886	891	896
生活訓練事業	実利用人数 (人／年)	15	16	17
	開催回数 (回／年)	6	6	6
療育教室	実利用人数 (人／年)	20	20	20
	開催回数 (回／年)	55	55	55

【整備の方向】

(日中一時支援)

○家族の休息の支援が図れるように、ショートステイと併せ、周知を強化し、利用の促進に努めます。

(生活訓練事業)

○事業の周知を強化し、利用の促進に努めるとともに事業内容の充実に努めます。

(療育教室)

○事業内容の充実に努めます。

(11) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害者等の生活および関連する福祉制度等についての理解ができ、手話で日常生活を行うのに必要な手話語彙および手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

【見込み量】

サービス名	単位	H30	H31	H32
手話奉仕員養成研修事業	講座開催回数	21 (入門)	25 (基礎)	21 (入門)
	奉仕員等登録数	17	18	18

【整備の方向】

○手話奉仕員・要約筆記奉仕員の養成講座の周知を強化し、人材確保に努めます。

(12) 社会参加支援事業

・声の広報発行事業

CDに録音した町広報を文字による情報入手が困難な障害者に配布します。

・点訳奉仕員養成事業

点訳に必要な技術等を取得した点訳奉仕員の養成を行います。

・朗読奉仕員養成事業

朗読に必要な技術等を取得した朗読奉仕員の養成を行います。

・要約筆記奉仕員養成講座

要約筆記に必要な技術等を取得した要約筆記奉仕員の養成を行います。

・自動車運転免許取得・改造助成事業

自身による自動車の運転が見込める又は運転が可能な身体障害者に対し、運転免許証の交付や自動車改造に係る費用の一部を助成します。

・生活協力員紹介事業

知的障害児および知的障害者に対し、町内行事等の参加の付き添いや生活の見守りや話し相手になる生活協力員を派遣します。

■社会参加事業

サービス名	単位	H30	H31	H32
声の広報発行事業	発行回数（回）	12	12	12
点訳奉仕員養成事業	開催回数（回）	0	3	0
	奉仕員登録数（人）	10	11	11
朗読奉仕員養成事業	開催回数（回）	8	0	8
	奉仕員登録数（人）	15	15	16
要約筆記奉仕員養成講座	開催回数（回）	4	4	4
	筆記者登録数（人）	5	6	7
自動車運転免許取得 ・改造助成事業	件数（件）	1	1	1
生活協力員紹介事業	派遣件数（件）	20	22	24
	協力員登録数（人）	44	45	46

【整備の方向】

（声の広報発行事業）

○利用者が少ないため、周知を強化し、利用促進に努めます。

（点訳奉仕員養成事業）

○点訳奉仕員の養成講座の周知を強化し、人材確保に努めます。

（朗読奉仕員養成事業）

○朗読奉仕員の養成講座の周知を強化し、人材確保に努めます。

（要約筆記奉仕員養成講座）

○要約筆記奉仕員の養成講座の周知を強化し、人材確保に努めます。

（自動車運転免許取得・改造助成事業）

○社会参加を促進する観点より、周知を強化し、利用促進に努めます。

（生活協力員紹介事業）

○生活協力員の養成講座の周知を強化し、人材確保に努めます。

○サービスの内容の周知を強化し、利用の促進に努めます。

3 見込み量のまとめ

■自立支援給付

給付サービス項目		単位	実績		見込み量			
			H27	H28	H29	H30	H31	H32
(１) 訪問系サービス 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・ 行動援護・重度障害者等包括支援		実利用者数 (人/月)	39	41	36	38	40	43
		利用時間数 (時/月)	845	889	927	978	1,033	1,209
(２) 短期入所 (ショートステイ)	福祉型	実利用者数 (人/月)	2	6	4	7	8	9
		実利用者数 (人/月)	2	6	6	28	32	36
	医療型	実利用者数 (人/月)	0	0	0	1	1	1
		利用日数 (日/月)	0	0	0	7	7	7
(３) 日中活動系サービス 生活介護		実利用者数 (人/月)	52	54	56	58	60	62
		利用日数 (月)	947	996	1,072	1,160	1,200	1,240
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)		実利用者数 (人/月)	0	1	2	2	2	2
		利用日数 (日/月)	0	9	28	30	30	30
就労移行支援		実利用者数 (人/月)	5	5	7	6	6	7
		利用日数 (日/月)	47	67	62	66	72	91
就労継続支援（Ａ型）		実利用者数 (人/月)	11	14	11	12	13	14
		利用日数 (月)	174	208	224	264	312	364
就労継続支援（Ｂ型）		実利用者数 (人/月)	13	14	17	18	20	22
		利用日数 (日/月)	116	145	178	180	200	220
療養介護		実利用者数 (人/月)	3	3	3	4	4	4
(４) 居住系サービス 共同生活援助		実利用者数 (人/月)	18	17	17	17	18	18
施設入所支援		実利用者数 (人/月)	14	15	15	15	15	14
(５) 相談支援 計画相談支援		実利用者数 (人/年)	72	78	86	106	112	117
地域移行支援		実利用者数 (人/年)	0	0	0	0	0	1

地域定着支援	実利用者数 (人/年)	0	0	0	0	1	1
--------	----------------	---	---	---	---	---	---

■地域生活支援事業

給付サービス項目	単位	実績		見込み量			
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
(1) 一般相談支援事業	相談支援事業所数	2	2	3	3	3	3
(2) 理解促進研修・啓発事業	精神障害者理解のための講演会等	1	1	1	1	1	1
	出前講座等の実施	1	1	0	1	1	1
	広報・HPによる啓発・啓蒙	1	3	2	1	1	1
(3) 自発的活動支援事業	精神障害者当事者会の立ち上げ	1	1	1	1	1	1
(4) 成年後見人制度利用事業	実利用人数(人)	0	0	0	1	1	1
(5) 成年後見人制度法人後見支援事業	成年後見人制度法人後見支援事業	0	0	0	1	1	1
(6) 意思疎通支援事業 手話奉仕員派遣	延利用人数(人/年)	83	73	85	70	72	74
手話通訳者設置事業	設置数(人/年)	0.5×2 1	1	1	1	1	1
要約筆記奉仕員派遣	延利用人数(人/年)	11	14	25	15	17	19
(7) 日常生活用具給付事業 介護・訓練支援用具	件数(年)	0	0	0	1	1	1
自立生活支援用具	件数(年)	4	2	1	3	3	3
在宅療養等支援用具	件数(年)	4	4	1	3	4	5
情報・意思疎通支援用具	件数(年)	6	5	3	4	5	6
排泄管理支援用具	件数(年)	327	355	384	390	396	402
居宅生活動作補助用具	件数(年)	3	0	0	1	1	1
(8) 移動支援事業	実利用人数(人/年)	36	35	31	33	34	35
	利用時間数(時間/年)	2,997	3,005	3,008	3,201	3,332	3,465
(9) 地域活動支援センター事業	設置箇所(西和圏域内)	1	1	1	1	1	1
	実利用者数(人/月)	10	7	9	10	10	11
(10) 日常生活支援事業 日中一時支援事業	実利用者数(人/月)	22	20	23	23	24	25
	利用時間数(時間/年)	1,364	880	881	886	891	896
生活訓練事業	実利用人数(人/年)	14	14	13	15	16	17
	開催回数(回/年)	6	6	6	6	6	6

給付サービス項目	単位	実績		見込み量			
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
療育教室	実利用人数 (人／年)	20	19	20	20	20	20
	開催回数 (回／年)	54	55	55	55	55	55
(11) 手話奉仕員養成研修事業	開催回数(回)	25	21	25	21	25	21
	奉仕員登録数 (人)	16	16	17	17	18	18
(12) 社会参加事業 声の広報発行事業	発行回数(回)	12	12	12	12	12	12
点訳奉仕員養成事業	開催回数(回)	0	6	6	0	3	0
	会員登録数(人)	11	10	10	10	11	11
朗読奉仕員養成事業	開催回数(回)	8	0	0	8	0	8
	奉仕員登録数 (人)	14	15	14	15	15	16
要約筆記奉仕員養成事業	開催回数(回)	0	6	0	4	4	4
	筆記者登録数 (人)	7	5	5	5	6	7
自動車運転免許取得・ 改造助成事業	件数(年)	0	0	1	1	1	1
生活協力員紹介事業	派遣件数(人)	3	87	19	20	22	24
	協力員登録数	43	42	43	44	45	46

第4部

第1期平群町障害児福祉計画

第1章 成果目標

(1) 障害児に対する重層的な地域支援体制の構築

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築をめざすため、平成 32 年度末までの設置に向けて、西和 7 町障害者等支援協議会で協議を進めます。

また、児童発達支援センターの設置と併せて、地域社会への参加を推進するため、平成 32 年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築します。

・児童発達支援センター

通所支援の他、関係機関と連携を図りながら重層的な支援を提供する等の身近な地域の障害児支援の拠点としての機能を持ちます。

・保育所等訪問支援

障害児が集団生活を営む施設（保育園や学校等）を支援員が訪問し、障害児本人や職員に対し、集団生活適応のための支援を行います。

指標	数値	考え方
児童発達支援センターの設置	西和 7 町管内に 1 か所	国の指針に基づき、平成 32 年度末までに、1 か所設置する。

(2) 医療的ニーズへの対応

指標	数値	考え方
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の設置	西和 7 町管内に 1 か所	国の指針に基づき、平成 32 年度末までに、1 か所設置する。

重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を平成 32 年度末までに西和 7 町管内で 1 か所設置します。

医療的ケア児支援のため、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を、平成 30 年度末までに設置します。

第2章 利用見込みと整備の方向

(1) 通所系サービス

- 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導や発達に関する知識、対応方法を支援するとともに、集団生活への適応訓練を行います。

- 医療型児童発達支援

児童発達支援の内容に加え、訓練等の提供を行います。

- 放課後等デイサービス

学校通学中の障害児に対して、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供する等、障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。

【見込み量】

サービス名	単位	H30	H31	H32
児童発達支援	実利用者数 (人/月)	3	4	5
	利用日数 (日/月)	15	20	25
医療型児童発達支援	実利用者数 (人/月)	1	1	1
	利用日数 (日/月)	5	5	5
放課後等デイサービス	実利用者数 (人/月)	37	39	41
	利用日数 (日/月)	296	312	328

※児童発達支援

第4期計画期間（平成27年度～29年度見込み）のサービス利用実績より、実利用者、利用日数ともに、微増で見込む。

医療型児童発達支援

新規の利用者を見込まず、第4期計画期間（平成27年度～29年度見込み）のサービス利用実績同様に見込む。

放課後等デイサービス

第4期計画期間（平成27年度～29年度見込み）のサービス利用実績より、実利用者、利用日数ともに、年々増加で見込む。

【整備の方向】

（児童発達支援・医療型児童発達支援）

○関係機関との連携を強化し、利用の促進を図ります。

（放課後等デイサービス）

○モニタリングや更新時の保護者からの聞き取り等を通して、障害児の療育が適正に行われているかの確認に努めます。

（２）訪問系サービス

・保育所等訪問支援

障害児が集団生活を営む施設（保育園や学校等）を訪問支援員が訪問し、障害児本人や職員に対し、集団生活適応のための支援を行います。

・居宅訪問型児童発達支援

重度の障害児で、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。（障害者総合支援法の改正により、平成 30 年度に新設）

【見込み量】

サービス名		H30	H31	H32
保育所等訪問支援	実利用件数 （件／年）	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	実利用件数 （件／年）	0	0	1

※保育所等訪問支援

第 4 期計画期間（平成 27 年度～29 年度見込み）サービス利用実績では、利用実績はなく、今後は利用を促進することで、新規利用があると見込む。

居宅訪問型児童発達支援

平成 30 年度からの新規事業であること、重度の障害児が対象となることから、平成 32 年度までに 1 人を見込む。

【整備の方向】

○関係機関との連携を強化し、利用の促進を図ります。

(3) 相談支援

- ・障害児相談支援

本人が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、障害児の自立した生活の支援を行います。

【見込み量】

サービス名	単位	H30	H31	H32
障害児相談支援	実利用者数 (人/年)	13	18	24

※暫定的に利用割合が増加すると見込む。

【整備の方向】

障害児は、セルフプランが多いのが現状ですが、関係機関との繋がりを拡充するという点では、計画相談支援を利用することが望ましいことから、平成 30 年度から暫定的に、計画相談の割合を高めていくように努めます。

■見込量のまとめ

給付サービス項目	単位	実績			見込み量		
		H27	H28	H29	H30	H31	H32
(1) 通所系サービス 児童発達支援	実利用者数（人/月）	4	2	2	3	4	5
	利用日数（日/月）	4	13	13	15	20	25
医療型児童発達支援	実利用者数（人/月）	1	1	1	1	1	1
	利用日数（日/月）	8	5	4	5	5	5
放課後デイサービス	実利用者数（人/月）	29	36	35	37	39	41
	利用日数（月）	199	267	267	296	312	328
(2) 訪問系サービス 保育所等訪問支援	実利用件数 （件／年）	0	0	0	1	1	1
居宅訪問型児童発達 支援	実利用件数 （件／年）				0	0	1
(3) 相談支援 障害児相談支援	実利用者数（人/月）	10	8	10	13	18	24

第5部

計画推進のために

1

計画の推進体制

(1) 庁内の推進体制

本計画の推進については、関係分野が協力して取り組むことが必要となることから、連携・調整を図りながら分野横断的に、一体となって総合的かつ計画的に各種施策を推進します。

(2) 関係機関との連携

西和7町障害者等支援協議会を通じて、関係機関と相互に連携を図りながら、事業の推進、調整を行い、障害者の支援に関わる様々な施策を計画的かつ総合的に推進します。

(3) 住民参加

障害や障害者に対する住民の理解を深め、地域ぐるみでの取り組みを支援し、基本理念である「地域の力で支え合う 安心と笑顔のまち へぐり」を推進します。

2

進捗管理

(1) 実施体制

障害のある人を取り巻く社会環境等の変化と障害のある人のニーズの的確な把握に努める必要があることから、関係団体や関係機関で構成する平群町障害施策推進協議会において、進捗管理を行います。

(2) 実施方法

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析および評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することとその他の必要な措置を講じることとされています。

PDCAサイクルを活用し、計画立案（Plan）、実行（Do）、推進状況の把握・分析評価（Check）、取り組みの改善（Act）による進捗管理を行います。

(3) 実施時期

障害者計画、障害福祉計画および障害児福祉計画の進捗管理は、少なくとも1年に1回は行います。

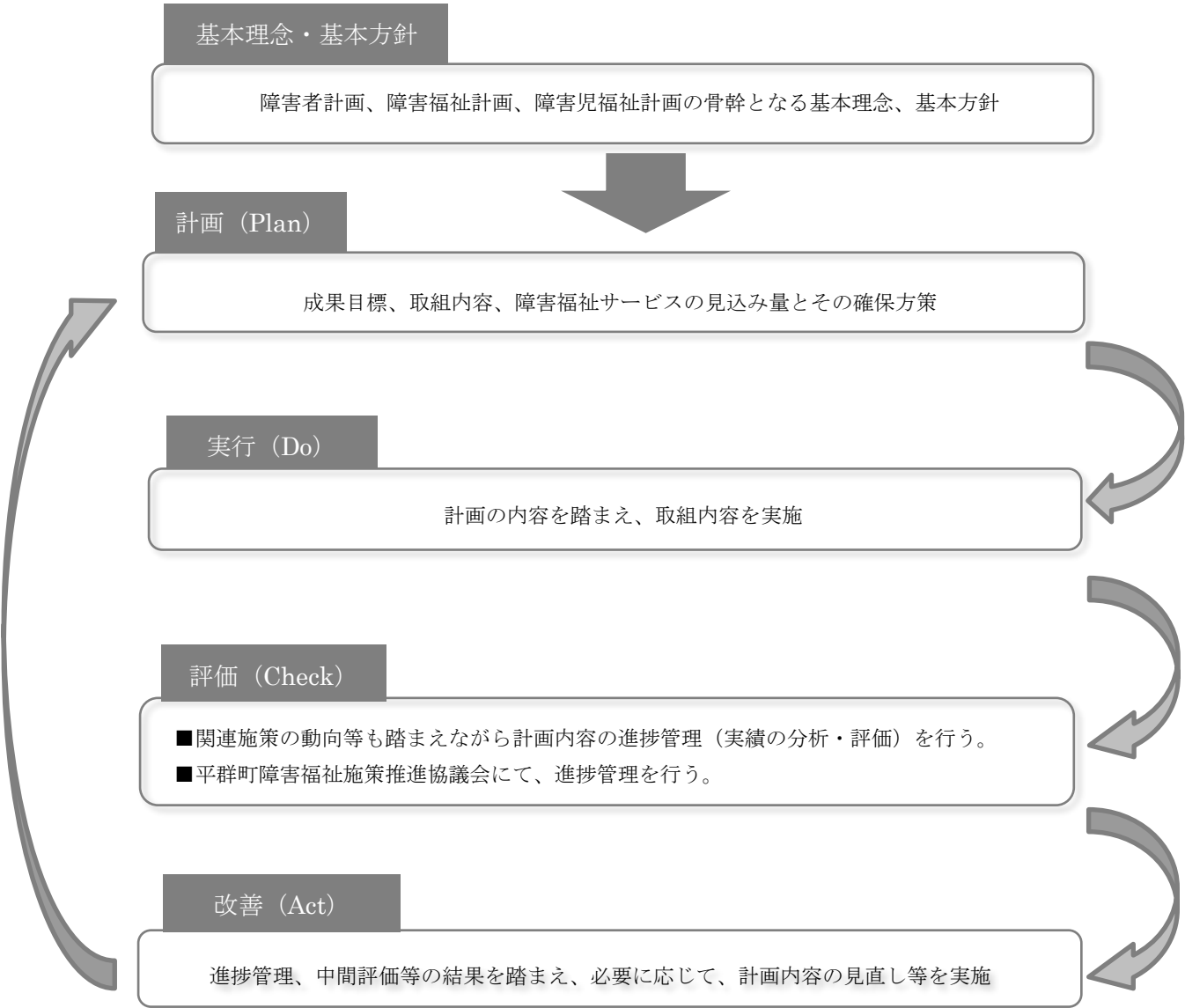
また、障害者計画は、3年目である平成32年度に進捗管理とあわせ、中間評価を行います。

PDCA サイクル

PDCA サイクル

「PDCA サイクル」とは、様々な分野・領域における品質改善や業務改善など広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「評価（Check）」、「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。

PDCA サイクルのプロセスイメージ



資料編

(平成28年1月26日要綱第3号)

(設置)

第1条 平群町における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について、必要な事項に関し、調査協議を行うため、平群町障害福祉施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について、調査協議するものとする。

- (1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定による平群町障害者計画策定および進捗管理に関すること。
- (2) 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定による平群町障害福祉計画策定および進捗管理に関すること。
- (3) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成22年法律第79号）第4条第1項の規定による障害者虐待の予防および早期発見、その他必要な施策に関すること。
- (4) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条第1項の規定による障害を理由とする差別を解消するための取組みに関すること。
- (5) その他、障害福祉施策に関する事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15名以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 障害者施策に識見を有する者
- (2) 住民代表
- (3) 障害者関係団体の代表
- (4) 医療関係者
- (5) 関係行政機関職員
- (6) その他町長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(役員)

第5条 協議会に会長1名および副会長1名を置く。

- (1) 会長および副会長は、委員の互選とする。
- (2) 会長は協議会を代表し、会務を総括する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じ、会長が召集し、会長が議長となる。

2 会長は必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(専門部会)

第7条 協議会は、専門の事項を処理させるために必要がある場合には、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、必要がある場合に当該専門の事項に限りこれを召集する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

順不同敬称略

分 野	所属等	氏 名
学識経験者	大阪市立大学大学院生活科学研究科	野村 恭代
住民代表	平群町身体障害者福祉会	岩岡 清次
住民代表	平群町手をつなぐ育成会	浦井 静江
障害者関係団体	平群町社会福祉協議会	西林 均
障害者関係団体	平群町民生児童委員協議会	神矢 和義
障害者関係団体	大空の家	米田 賢行
医療関係医者	平群町医師会	安達 薫 H30.2.1 より 田中 裕
関係行政機関職員	郡山保健所	対馬 千尋
関係行政機関職員	平群町校園長会	稲浦 聡
町長が必要と認めた者	議会議員（文教厚生委員会委員長）	井戸 太郎

年 月 日	経 緯
平成 29 年 6 月 29 日	第 1 回 平群町障害福祉施策推進協議会 於：平群町役場 2 階第 5 会議室 ・委員紹介 ・委員委嘱状交付 ・会長および副会長の選出について ・第 4 次障害者計画・第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画について ・計画策定の進め方について ・アンケート調査について
平成 29 年 10 月 24 日	第 2 回 平群町障害福祉施策推進協議会 於：平群町役場 2 階第 5 会議室 ・第 1 回障害福祉施策推進協議会の議事内容の確認について ・アンケート調査結果について ・第 3 次障害者計画・第 4 期障害福祉計画の進捗状況について
平成 29 年 12 月 18 日	第 3 回 平群町障害福祉施策推進協議会 於：平群町役場 2 階第 5 会議室 ・第 2 回障害福祉施策推進協議会の議事内容の確認について ・第 4 次障害者計画素案について ・第 5 期障害福祉計画素案について ・第 1 期障害児計画素案について ・パブリックコメントの募集について
平成 30 年 2 月 19 日	第 4 回 平群町障害福祉施策推進協議会 於：平群町役場 2 階第 5 会議室 ・第 3 回障害福祉施策推進協議会の議事内容の確認について ・第 4 次障害者計画案について ・第 5 期障害者計画案について ・第 1 期障害児計画案について ・パブリックコメントの結果について

第4次平群町障害者計画

第5期障害福祉計画

第1期障害児福祉計画

発行年月：平成30年3月

発行：平群町

〒636-8585 奈良県生駒郡平群町吉新1丁目1番1号

Tel 0745-45-1001 Fax 0745-45-0100